

# 塩谷町地域福祉計画

令和3年度～令和7年度

案

令和3年3月

塩谷町



# 目 次

|   |           |
|---|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....             | <b>1</b>  |
| 1 計画の概要.....                            | 3         |
| (1) 計画の趣旨と背景 .....                      | 3         |
| (2) 地域共生社会の実現に向けて .....                 | 4         |
| 2 地域福祉と「自助・共助・公助」 .....                 | 5         |
| (1) 地域福祉とは .....                        | 5         |
| (2) 「自助・共助・公助」の考え方 .....                | 5         |
| 3 計画の位置づけと計画の期間 .....                   | 6         |
| (1) 計画の法的根拠と役割 .....                    | 6         |
| (2) 計画の位置づけ .....                       | 7         |
| (3) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ .....           | 8         |
| (4) 計画期間 .....                          | 8         |
| 4 計画の策定体制 .....                         | 9         |
| (1) 塩谷町地域福祉計画策定委員会 .....                | 9         |
| (2) アンケート調査 .....                       | 9         |
| (3) 地域懇談会 .....                         | 9         |
| (4) パブリックコメント .....                     | 9         |
| <b>第2章 塩谷町の現状</b> .....                 | <b>11</b> |
| 1 人口動態と世帯の状況 .....                      | 13        |
| (1) 総人口及び年齢3区分別人口 .....                 | 13        |
| (2) 人口ピラミッド .....                       | 14        |
| (3) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移 .....              | 14        |
| 2 子ども・高齢者・障がい者等の状況 .....                | 15        |
| (1) 子どもの状況 .....                        | 15        |
| (2) 高齢者の状況 .....                        | 16        |
| (3) 障がい者の状況 .....                       | 19        |
| 3 アンケート調査概要 .....                       | 20        |
| (1) 近所付き合い .....                        | 21        |
| (2) 住んでいる地域への愛着 .....                   | 23        |
| (3) 「地域」の認識 .....                       | 25        |
| (4) 地域活動 .....                          | 26        |
| (5) 地域住民に期待すること .....                   | 28        |
| (6) 地域における問題点 .....                     | 29        |
| (7) 塩谷町を住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきこと ..... | 30        |
| (8) 社会福祉協議会に期待すること .....                | 32        |
| 4 地域懇談会結果の概要 .....                      | 33        |
| (1) 近所付き合いについて .....                    | 33        |
| (2) 地域の見守りについて .....                    | 34        |
| (3) 地域の生活環境について .....                   | 34        |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 5 課題の整理 .....              | 35 |
| (1) 地域の支え合い、助け合いの必要性.....  | 35 |
| (2) 気軽に相談できる体制づくりの必要性..... | 36 |
| (3) 安全・安心な地域づくりの必要性.....   | 36 |

### 第3章 計画の基本的な考え方 ..... 37

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 基本理念 .....                   | 39 |
| 2 基本目標 .....                   | 40 |
| 3 重点プロジェクト.....                | 41 |
| プロジェクト1 地域活動やボランティア活動の活性化..... | 41 |
| プロジェクト2 包括的な支援体制の充実.....       | 42 |
| プロジェクト3 防災・防犯体制の充実.....        | 44 |
| 4 計画の体系図.....                  | 45 |

### 第4章 地域福祉の推進に向けた取組 ..... 47

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する .....      | 49 |
| 1 地域福祉の意識の醸成 .....                 | 49 |
| (1) 学校や地域における福祉教育の充実.....          | 50 |
| (2) 広報・啓発活動の充実.....                | 50 |
| 2 地域でのふれあい、交流の場づくり .....           | 51 |
| (1) 世代間交流の推進 .....                 | 52 |
| (2) 地域での交流活動の推進.....               | 52 |
| (3) 地域の見守りの推進 .....                | 52 |
| 3 地域活動やボランティア活動の活性化 .....          | 53 |
| (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成.....    | 54 |
| (2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり ..... | 54 |
| (3) 地域活動やボランティア活動への支援.....         | 54 |
| 基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する .....     | 55 |
| 1 包括的な支援体制の充実 .....                | 55 |
| (1) 総合的な相談支援体制の充実 .....            | 56 |
| (2) 地域における身近な相談支援体制の充実.....        | 56 |
| (3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化.....    | 56 |
| 2 保健・福祉サービスの充実.....                | 57 |
| (1) 情報提供の充実 .....                  | 58 |
| (2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実.....     | 58 |
| (3) 健康で活気のある地域づくり .....            | 58 |
| 3 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】 .....    | 59 |
| (1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進.....     | 60 |
| (2) 権利擁護に関する地域連携と担い手の育成 .....      | 60 |
| 4 地域福祉のネットワークづくり .....             | 61 |
| (1) 民生委員・児童委員活動の支援 .....           | 62 |
| (2) 多様な活動をつなぐネットワークづくり .....       | 62 |
| 基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する .....       | 63 |
| 1 防災・防犯体制の充実 .....                 | 63 |
| (1) 災害時における地域防災体制づくり.....          | 64 |
| (2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり .....       | 64 |

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (3) 地域で取り組む防犯体制づくり.....     | 64        |
| 2 暮らしやすい生活環境の充実.....        | 65        |
| (1) 快適に暮らせる環境づくり.....       | 66        |
| (2) バリアフリー等によるまちづくりの推進..... | 66        |
| <b>第5章 計画の推進に向けて.....</b>   | <b>67</b> |
| 1 計画の推進体制.....              | 68        |
| (1) 町民の役割.....              | 68        |
| (2) 地域の役割.....              | 68        |
| (3) 民生委員・児童委員の役割.....       | 68        |
| (4) 福祉サービス事業者の役割.....       | 68        |
| (5) 社会福祉協議会の役割.....         | 69        |
| (6) 行政の役割.....              | 69        |
| 2 進行管理.....                 | 70        |



# **第1章**

## **計画の策定にあたって**





# 1 計画の概要

## (1) 計画の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯<sup>※1</sup>や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となる地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、年齢を問わず「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置づけるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めています。

このような状況を踏まえ、本計画では、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、町民、事業所、関係機関などと協力しながら、塩谷町の地域福祉の推進を図っていきます。

なお、本計画策定期間中（令和2年度）、新型コロナウイルス感染症の影響が出ており、現段階では「新たな生活様式」を適宜取り入れながら各施策・事業を展開していますが、その終息は未だ見通せない状況です。本計画の期間中（令和3年度から令和7年度）においても、可能な限りの新型コロナウイルス感染症等への対応を踏まえた上で計画を推進します。

<sup>※1</sup> 8050世帯：80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題。

## (2) 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」・「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会です。地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取組と地域福祉を推進する取組を結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。そのため、本計画は、地域共生社会の実現を目指すための推進計画として位置づけ、取組を推進します。

### 「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格

#### ■地域課題の解決力の強化

- ・住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- ・複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- ・地域福祉計画の充実

#### ■地域を基盤とする包括的支援の強化

- ・地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築

#### ■地域丸ごとのつながりの強化

#### ■専門人材の機能強化・最大活用

(平成 29 年 2 月 7 日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定をもとに作成)

### 【改正のポイント】(法第 4 条第 2 項、法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 2・3)

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。(法第 4 条第 2 項)
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。(法第 6 条第 2 項、法第 106 条の 3)
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。(法第 106 条の 2)

資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」より

## 2 地域福祉と「自助・共助・公助」

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持って生活が送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

### (2) 「自助・共助・公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助・共助・公助」の視点が重要なポイントです。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「共助」が求められます。

一方、町民の活動やボランティアによる取組が主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



**自助**

#### 町民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。



**共助**

#### 隣近所・地域のみんなでできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合うこと。
- 地域活動の情報を発信し、支え合うこと。



**公助**

#### 行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合う仕組みづくりを支援する。
- 地域活動のための人材の育成やボランティアの養成を進める。

## 3 計画の位置づけと計画の期間

### (1) 計画の法的根拠と役割

#### ① 地域福祉計画

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

##### ■社会福祉法 第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

#### ② 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、本町では塩谷町社会福祉協議会が、上記の理念や仕組みを具体的に実行するための計画となります。

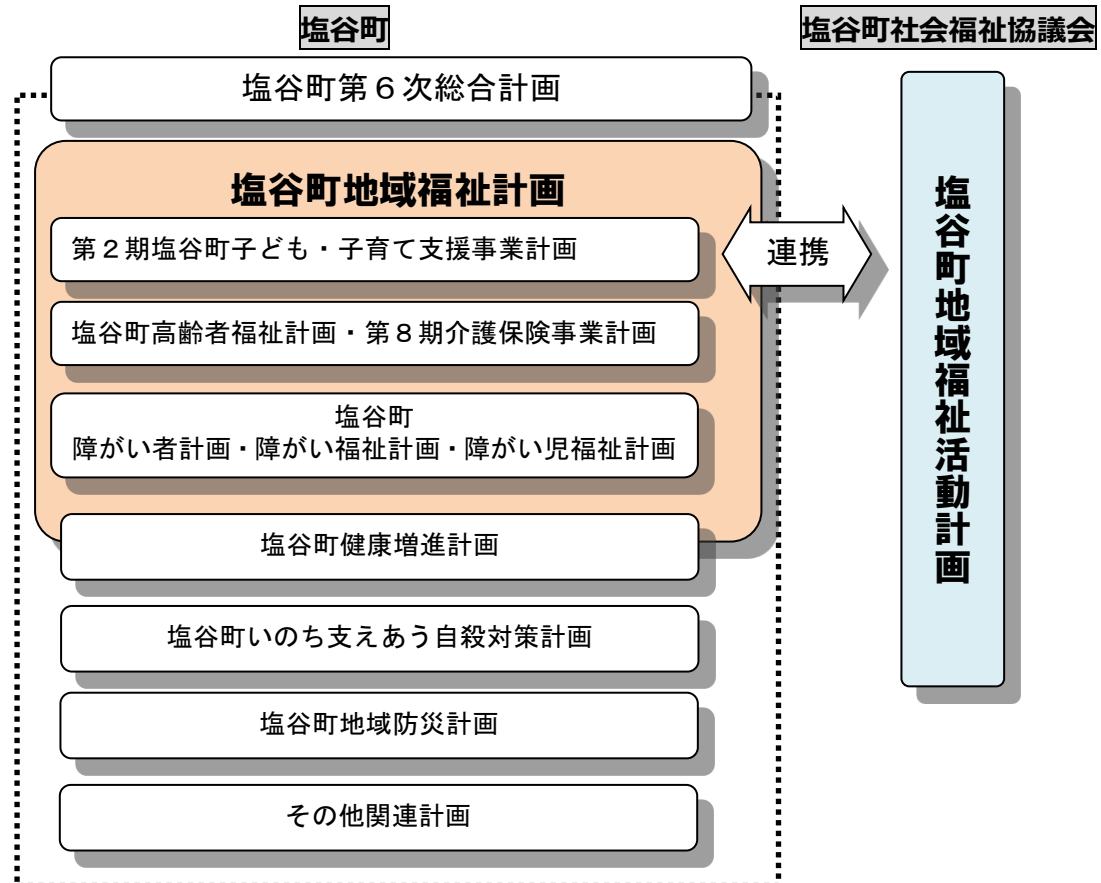
##### ■社会福祉法 第109条

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## (2) 計画の位置づけ

本町のまちづくりの最上位の計画である「第6次塩谷町振興計画」、また総合振興計画を推進するために策定した「塩谷町人口ビジョン・塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康増進計画等の関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

### ■ 計画の位置づけ



### (3) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

【参考】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抄）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

### (4) 計画期間

新たな計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 計画の策定体制

### (1) 塩谷町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関する事項を審議するため、町民、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者等で構成する策定委員会を設置し、審議しました。

### (2) アンケート調査

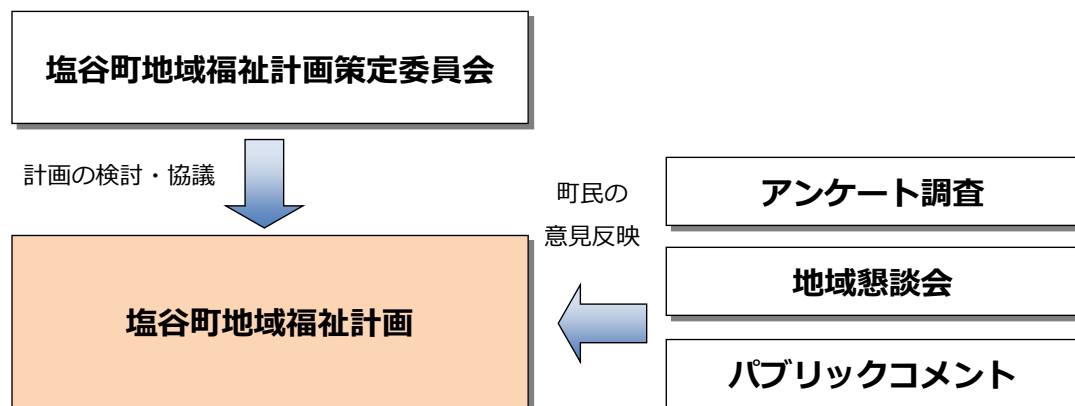
地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和元年12月に「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

### (3) 地域懇談会

本計画の策定にあたり、地域の現状や課題などを把握し、計画に反映するために、令和2年10月に地域懇談会を実施しました。

### (4) パブリックコメント<sup>※1</sup>

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和3年3月にパブリックコメントを実施しました。



※1 パブリックコメント：町民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、町民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続のこと。





# 第2章

## 塩谷町の現状



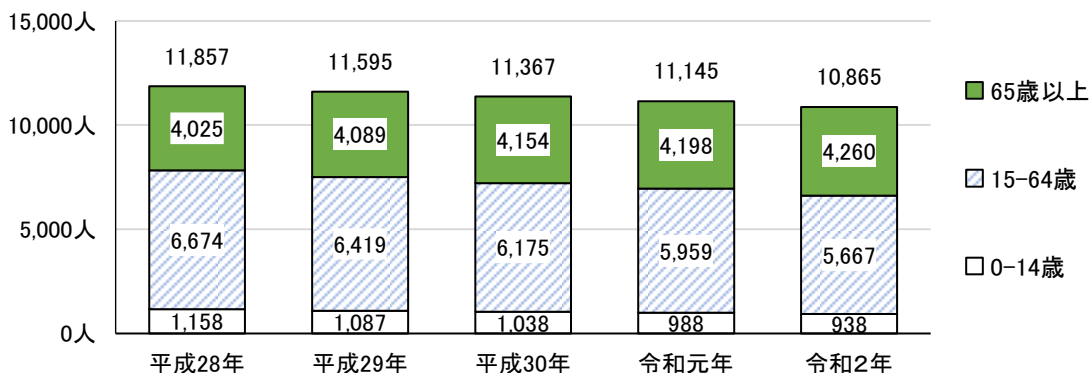
# 1 人口動態と世帯の状況

## (1) 総人口及び年齢3区分別人口

平成28年からの本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、令和2年10月1日現在の人口は10,865人となっています。

年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は増加傾向、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれています。

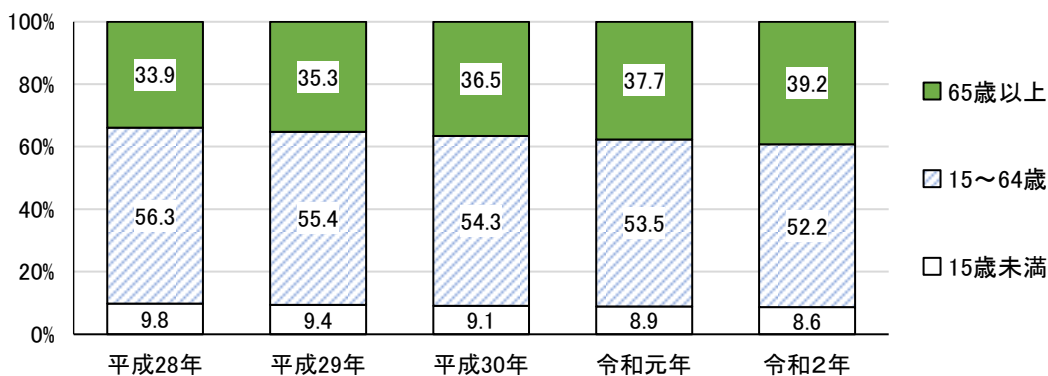
■人口の推移



各年10月1日現在

資料：住民基本台帳

■年齢3区分人口構成比の推移



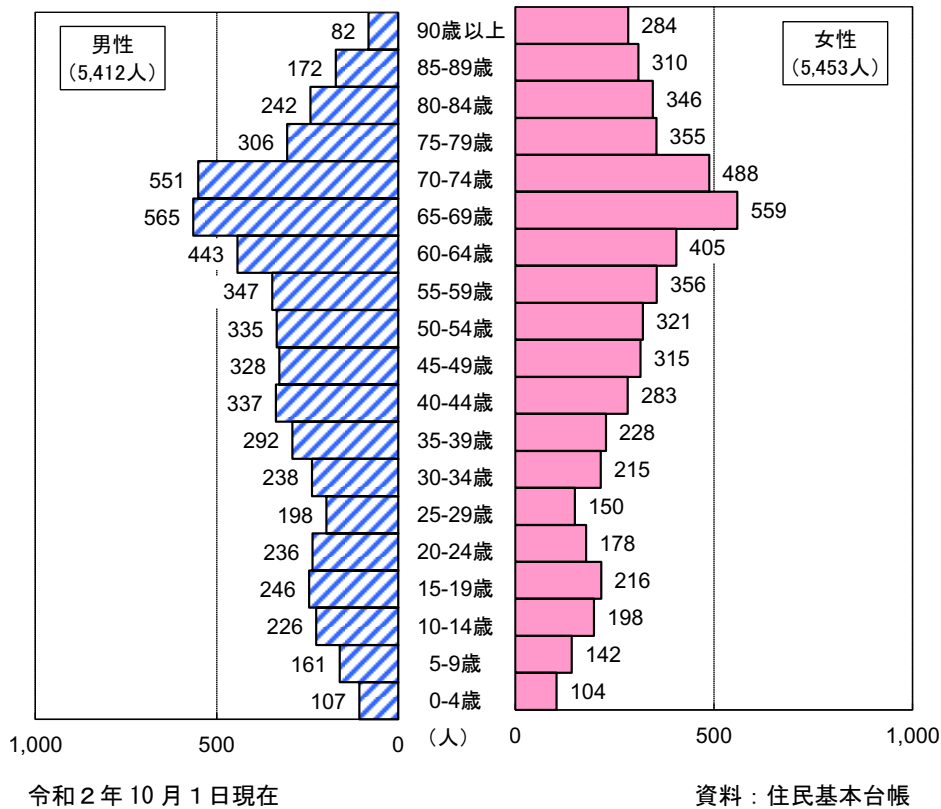
各年10月1日現在

資料：住民基本台帳

## (2) 人口ピラミッド

令和2年10月1日現在の人口ピラミッドをみると、「65-69歳」「70-74歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層（年少層）にいくほど人数が少なくなっています。

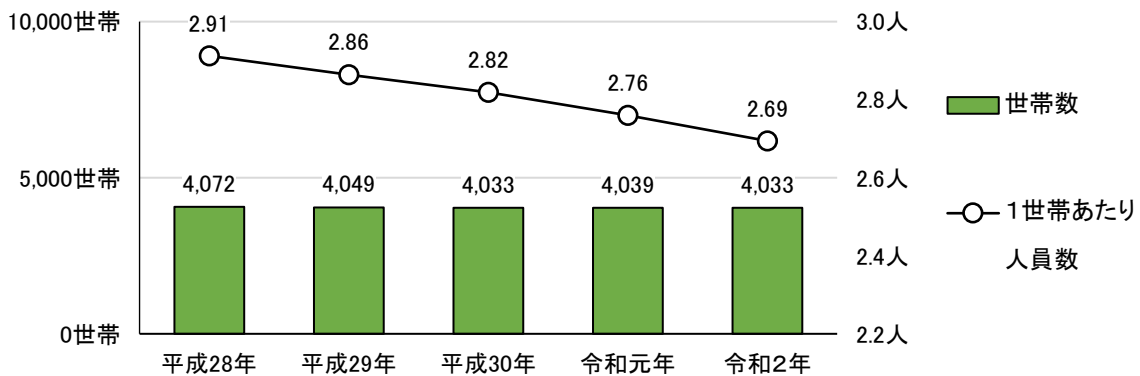
■人口ピラミッド



## (3) 世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数は横ばいで推移しており、令和2年10月1日現在4,033世帯となっています。1世帯あたり人員数は減少しています。

■世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



## 2 子ども・高齢者・障がい者等の状況

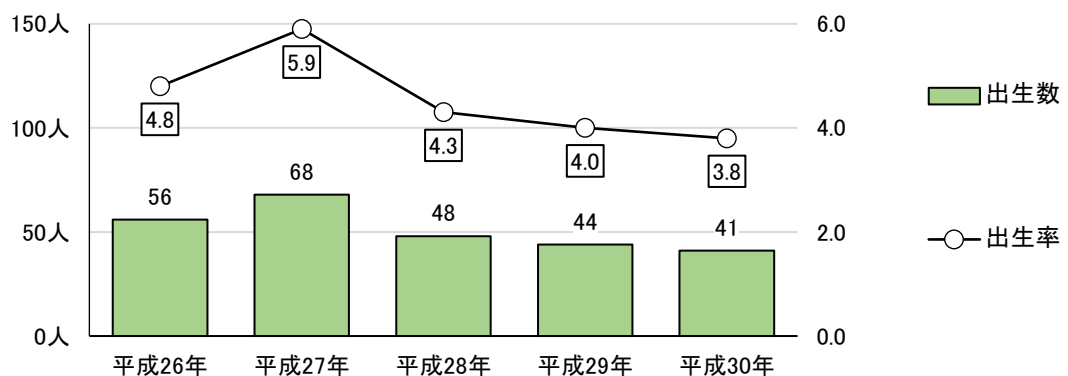
### (1) 子どもの状況

#### ① 出生数及び出生率の推移

本町の出生数については、平成28年以降、40人前後で推移しています。

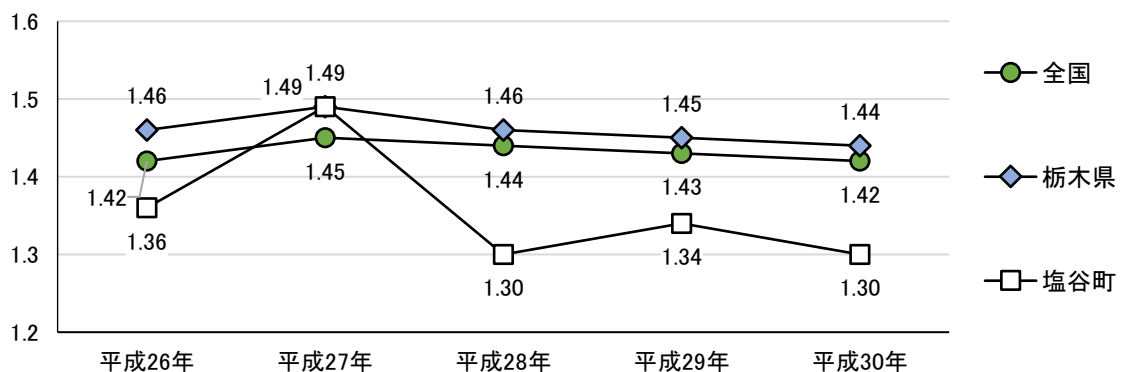
また、合計特殊出生率の推移をみると、平成27年には、本町は全国平均を上回って栃木県と同等の水準でしたが、その他の年においてはいずれも栃木県及び全国の数値を下回っています。

#### ■ 出生数、出生率の推移



資料：栃木県保健統計年報

#### ■ 合計特殊出生率の推移



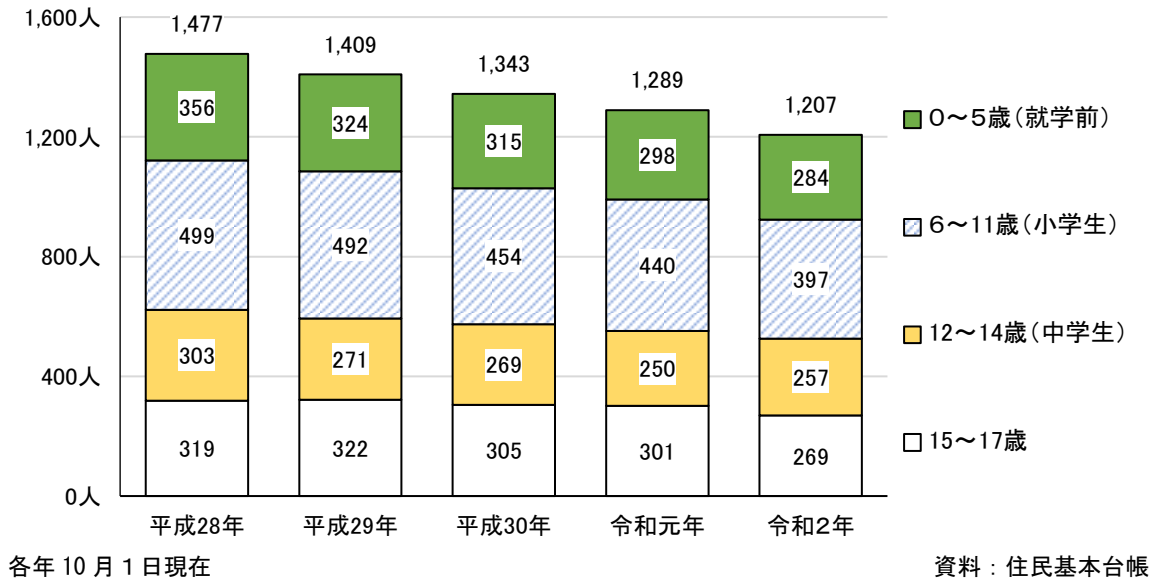
資料：栃木県保健統計年報

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千人対)  
 合計特殊出生率(期間合計特殊出生率)とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

## ②児童数の推移

本町の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で1,207人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は284人、6～11歳の小学生児童数は397人、12～14歳の中学生児童数は257人、15～17歳の児童数は269人となっています。

■児童数の推移

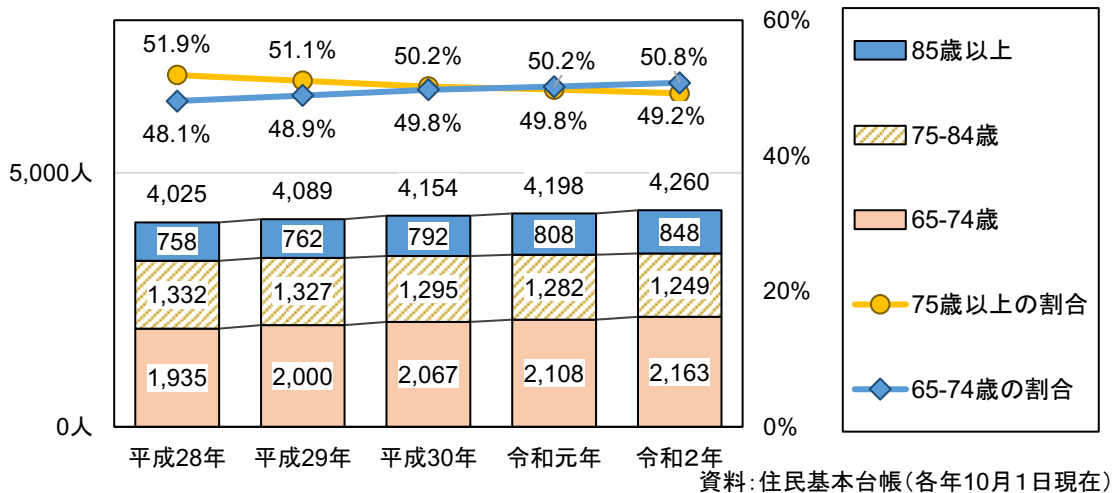


## (2) 高齢者の状況

### ①高齢者数と前期・後期比率

本町の高齢者数は増加しています。65～74歳の前期高齢者が占める割合は年々増加する一方で、75歳以上の後期高齢者が占める割合が、減少傾向となっています。

■前期・後期高齢者比率の推移



## ②高齢者のいる世帯の状況

本町では、高齢者のいる世帯数及び構成比とも一貫して増加しており、平成27年では、世帯総数の67.1%にあたる2,475世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、割合ともに増加し続けており、平成27年では高齢独居世帯は368世帯、高齢夫婦世帯は398世帯となっています。

### ■高齢者のいる世帯数の推移

|                            | 平成12年               | 平成17年               | 平成22年               | 平成27年               |
|----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 全世帯数<br>(一般世帯数)            | 3,813 世帯            | 3,836 世帯            | 3,822 世帯            | 3,689 世帯            |
| 高齢者を含む世帯<br>(全世帯数に占める割合)   | 2,235 世帯<br>(58.6%) | 2,350 世帯<br>(61.3%) | 2,387 世帯<br>(62.5%) | 2,475 世帯<br>(67.1%) |
| 高齢独居世帯<br>(高齢者を含む世帯に占める割合) | 204 世帯<br>(9.1%)    | 265 世帯<br>(11.3%)   | 311 世帯<br>(13.0%)   | 368 世帯<br>(14.9%)   |
| 高齢夫婦世帯<br>(高齢者を含む世帯に占める割合) | 190 世帯<br>(8.5%)    | 229 世帯<br>(9.7%)    | 294 世帯<br>(12.3%)   | 398 世帯<br>(16.1%)   |

※高齢夫婦世帯は世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が65歳以上の世帯

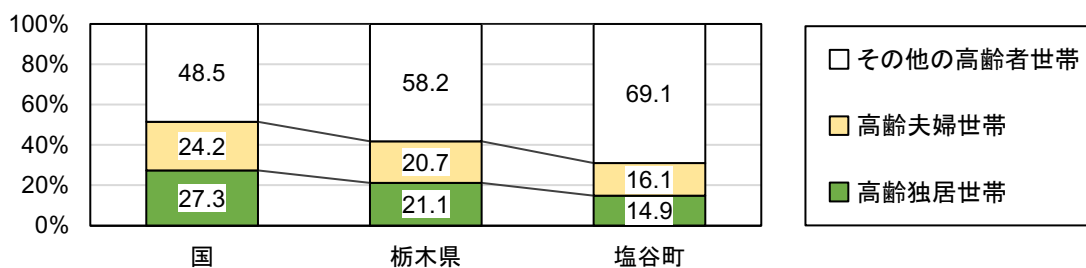
資料:国勢調査 ※最新のデータは、平成27年となります

国及び県と比較してみると、高齢者のいる世帯の割合は国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者がいる世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯の割合については、いずれも国及び県の水準よりも低い状況にあります。

### ■国・県の高齢者を含む世帯数・構成比（平成27年）

|                          | 国                        | 栃木県                   | 塩谷町                 |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------|---------------------|
| 全世帯数<br>(一般世帯数)          | 53,331,797 世帯            | 761,863 世帯            | 3,689 世帯            |
| 高齢者を含む世帯<br>(全世帯数に占める割合) | 21,713,308 世帯<br>(40.7%) | 330,196 世帯<br>(43.3%) | 2,475 世帯<br>(67.1%) |



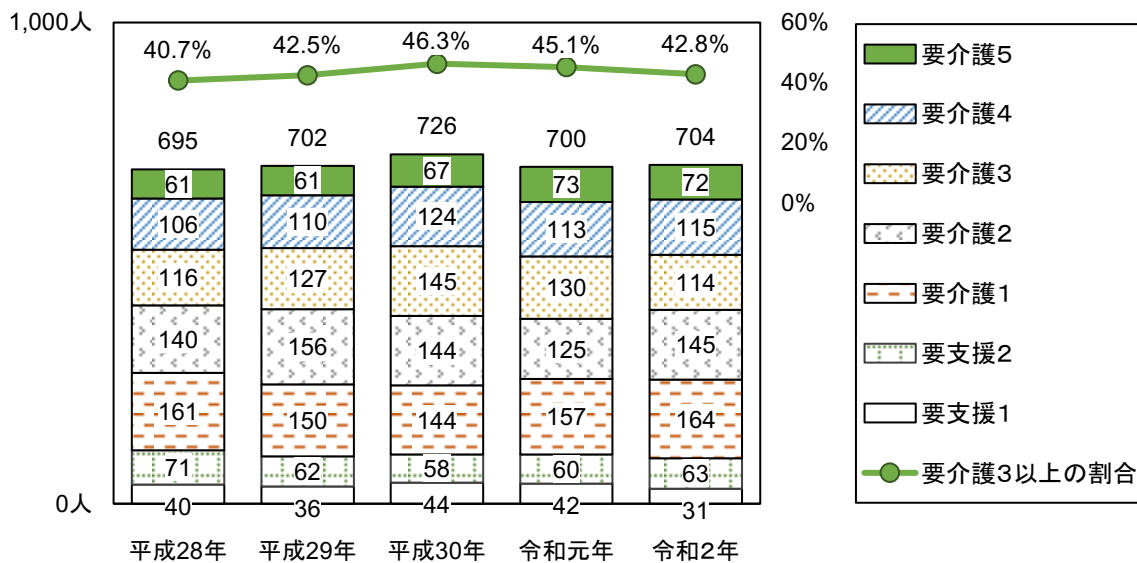
資料:国勢調査 ※最新のデータは、平成27年となります

### ③要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、平成28年と比べるとほぼ同数となっていますが、構成比については要支援1・要介護3は減少し、要介護4・5は増加傾向となっています。

要介護3以上が占める割合については、令和2年では42.8%となっており、要支援1から要介護2までの認定者が全体の過半数を占めている状況となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別）



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

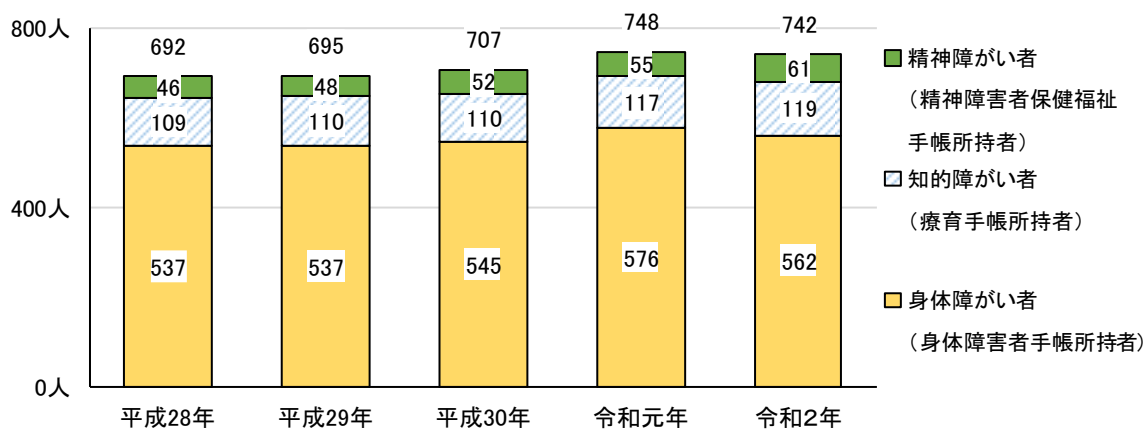


### (3) 障がい者の状況

障害者手帳所持者を基準として本町の障がい者数をみると、増加傾向にあり、障がい者数は742人となっています。

障がい種別にみると、特に知的障がい者、精神障がい者は増加しています。

#### ■障がい者（手帳所持者）数の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

### 3 アンケート調査概要

町内の住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉行政に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

#### ■調査対象・実施方法・実施時期

| 調査対象                      | 調査方法 | 実施時期    |
|---------------------------|------|---------|
| 町内在住の20歳以上の方2,100人（無作為抽出） | 郵送   | 令和元年12月 |

#### ■配布・回収状況

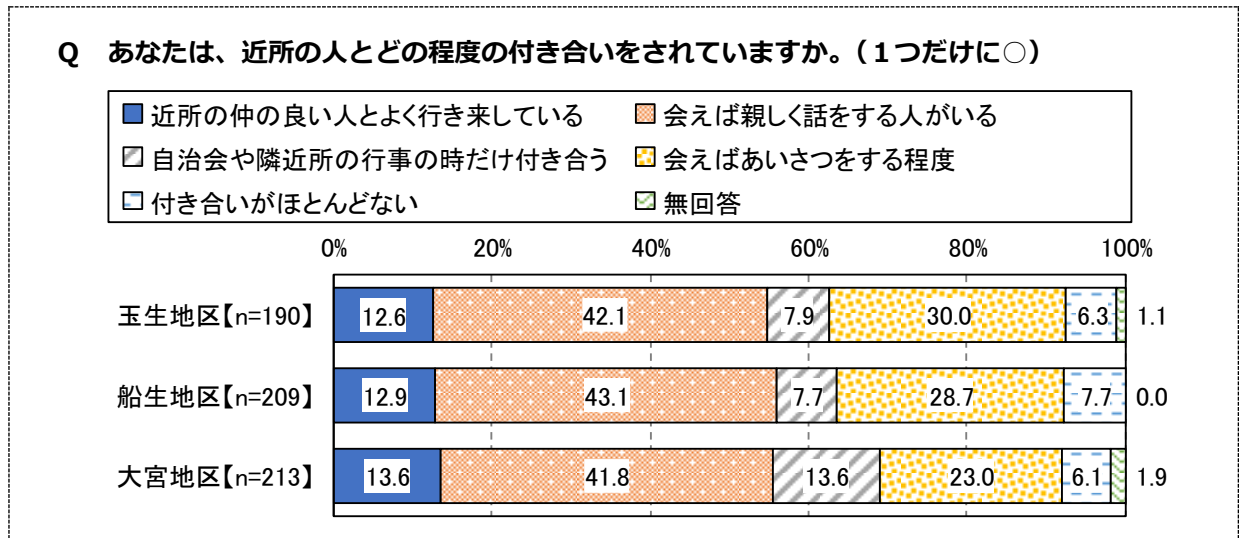
| 対象 | 配布数    | 回収数  | 回収率   |
|----|--------|------|-------|
| 町民 | 2,100件 | 626件 | 29.8% |

#### ※調査結果について

- 【n=\*\*\*】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（％）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

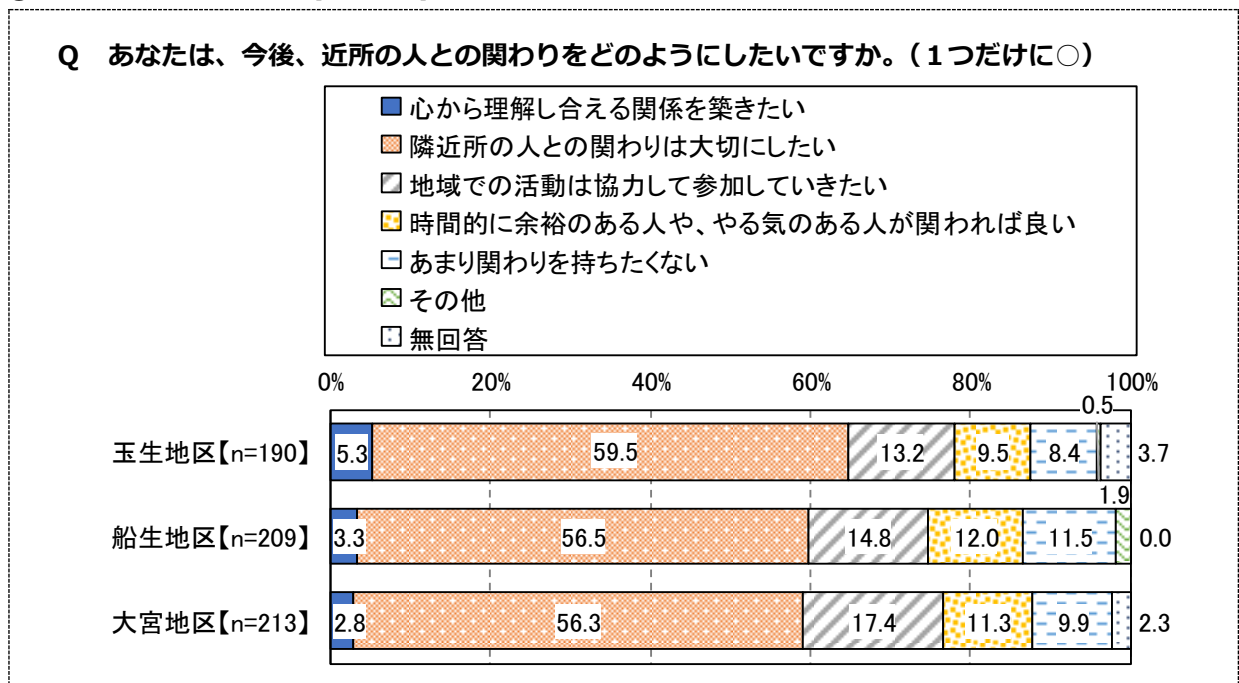
## (1) 近所付き合い

### ① 現状



▶地区別にみると、どの地域においても「会えば親しく話をする人がいる」が最も多く、地域間でそれほど大きな差はみられないが、大宮地区では「自治会や隣近所の行事の時だけ付き合う」と回答した割合が相対的に高くなっています。

### ②-1 今後の希望 (地区別)

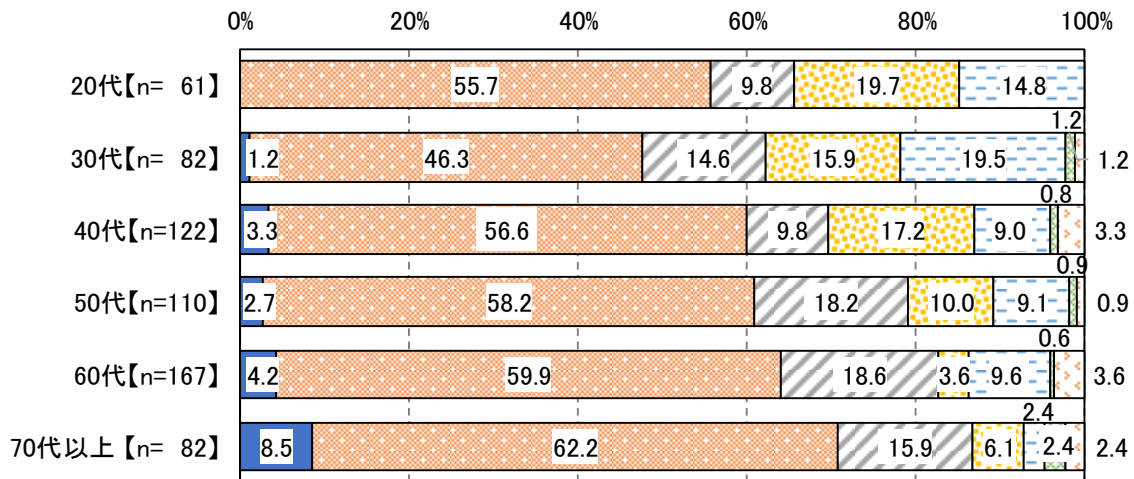
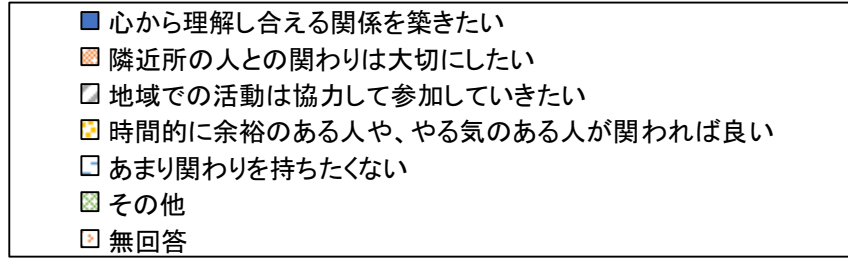


▶地区別にみると、いずれの地域も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多くなっている点で共通しており、特に玉生地区では59.5%と最も高くなっています。

▶一方、「あまり関わりを持ちたくない」という近所付き合いに否定的な回答は船生地区で若干多くなっているが、地域間でそれほど大きな差はみられません。

②-2 今後の希望（年代別）

Q あなたは、今後、近所の人との関わりをどのようにしたいですか。（1つだけに○）

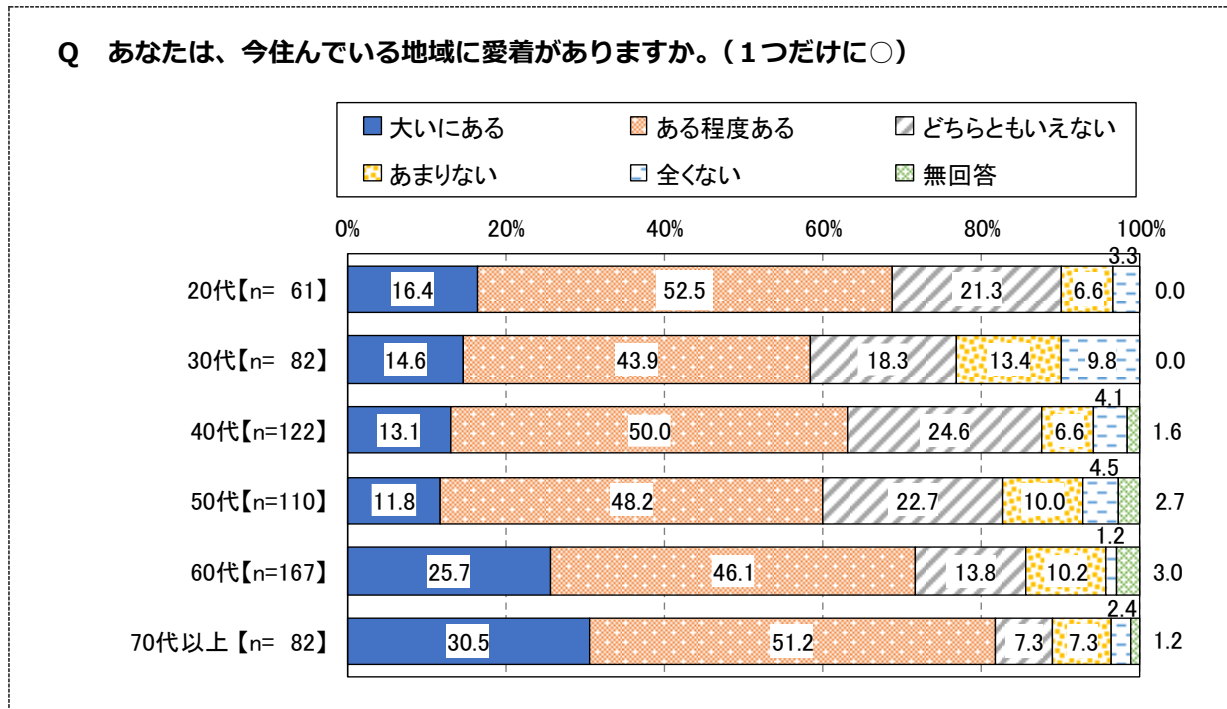


- ▶年代別にみると、「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が最も多い点で共通しており、特に70代以上では62.2%で最も高くなっています。また、「心から理解し合える関係を築きたい」も70代以上で8.5%と最も高くなっています。
- ▶一方、「あまり関わりを持ちたくない」という近所付き合いに否定的な回答は20代・30代で相対的に多くみられます。

- ▶近所付き合いの現状については、多くの地域で「会えば親しく話をする人がいる」が多くなっています。
- ▶近所との付き合い方の今後の意向については、いずれの地区も「隣近所の人との関わりは大切にしたい」が過半数を占めており、地域間でそれほど大きな差はみられません。
- ▶しかし、近所付き合いの今後の希望については年代別では違いがみられ、20代や30代の若い世代の近所との付き合い方の希望は上の年代よりも若干消極的な状況にあります。

(2) 住んでいる地域への愛着

① 愛着の有無

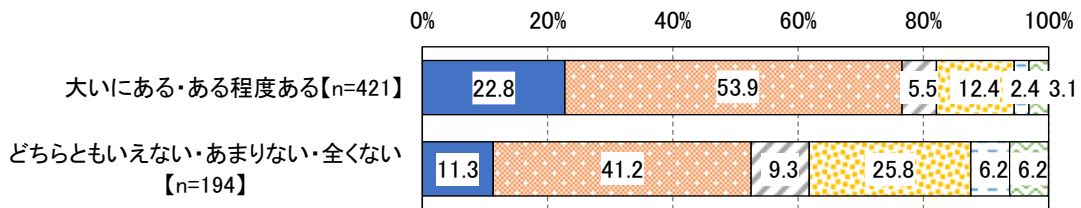


▶年代別にみると、『今住んでいる地域に愛着がある』割合は、いずれの年代も過半数を占めている中で、60代以上で相対的に高く、特に70代以上では8割を超えています。その一方で、「あまりない」や「全くない」の回答割合は30代が最も高く、2割近くを占めています。

② 愛着の有無別の「主体性」

Q あなたは、地域における日常生活の問題や課題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(1つだけに○)

- 自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい
- 自分たちの生活に関わることだから、行政と協働して解決したい
- 地域のことに熱心な人たちに考えてもらい、その人たちに任せたい
- 行政に解決してもらえるよう、役場等に任せたい
- その他
- 無回答

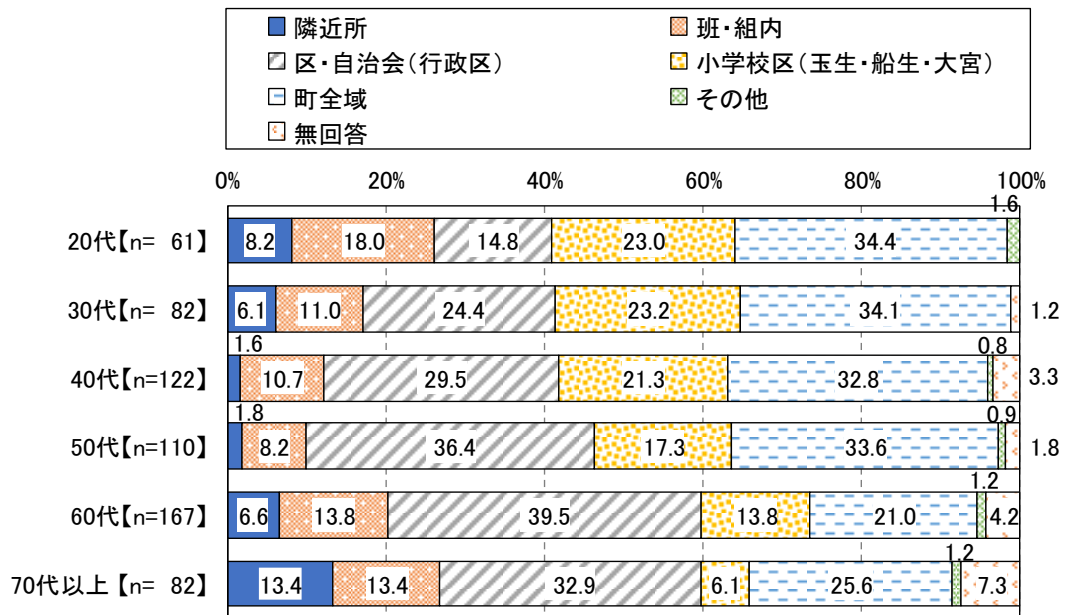


▶ 「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」の回答割合については、『地域に愛着がある人』（「大いにある」「ある程度ある」）の方が、『地域に愛着がない人』（「どちらともいえない」「あまりない」「全くない」）よりも高くなっています。

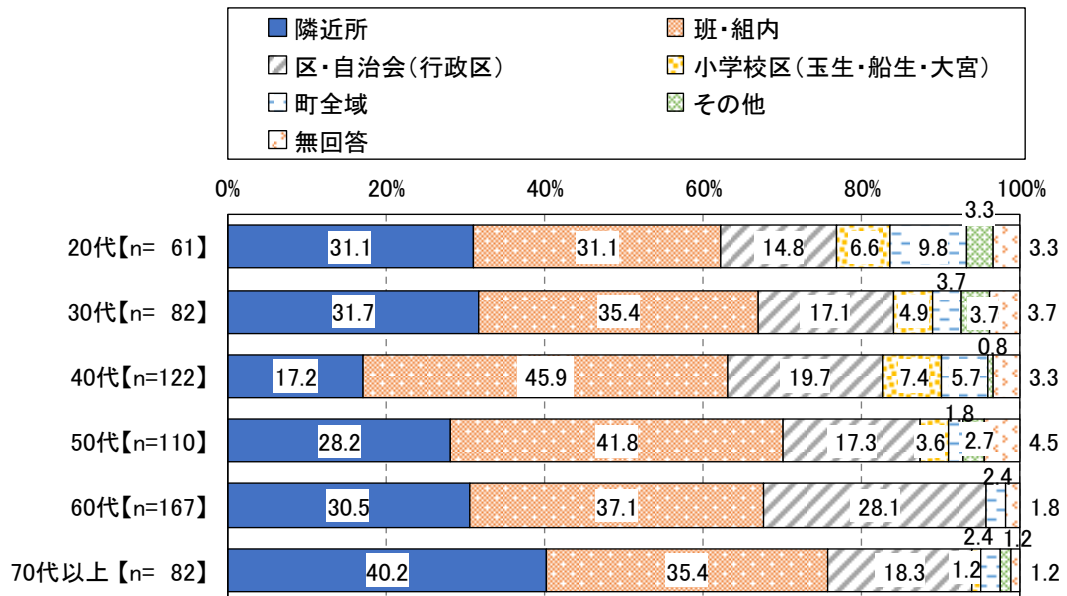
- ▶ 『今住んでいる地域に愛着がある』人は、「30代」から「40代」では約6割、「60代」以上では約7割以上となっており、地域への愛着は高齢者のほうが若い世代よりも深い状況がうかがえます。
- ▶ 地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

(3) 「地域」の認識

Q あなたが「地域」と考える範囲をお答えください。(1つだけに○)



Q あなたは、住民同士がお互いに助け合えるのは、どの範囲だと思いますか。(1つだけに○)



▶年代別にみると、「20代」から「40代」では「町全域」、「50代」から「70代以上」では「区・自治会(行政区)」が最も多くなっています。

▶住民同士がお互いに助け合える範囲については、いずれの年代も「班・組内」、「隣近所」、「区・自治会(行政区)」が多くなっています。

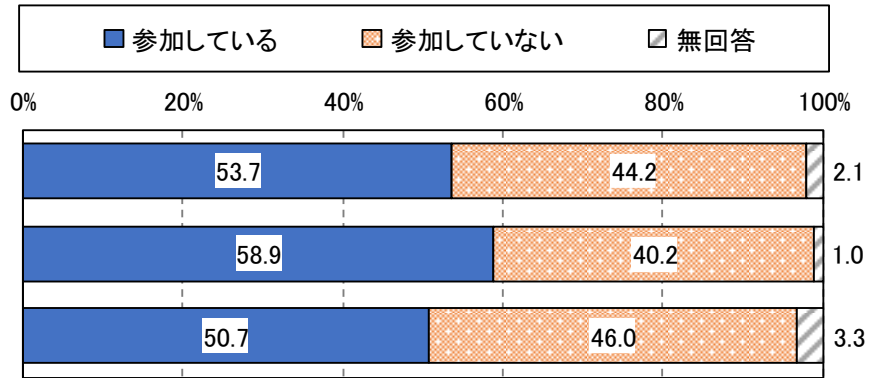
▶「地域」範囲の捉え方・意識については、年代によって違いがみられ、若い世代は上の年代に比べて広い範囲で捉える傾向がうかがえます。

▶「助け合える範囲」はいずれの年代も「班・組内」、「隣近所」、「区・自治会(行政区)」が多く、年代を問わず一定以上の共通認識が存在していることが分かります。

(4) 地域活動

① 参加状況

Q あなたは、地域での活動（自治会、育成会など、主にあなたのお住まいの地域を対象とした活動）に参加していますか。（1つだけに○）



▶地区別にみると、地域における活動に「参加している」割合は、船生地区が58.9%で最も高く、玉生地区が53.7%、大宮地区が50.7%となっています。

② 活動内容（上位回答）

※地域活動に「1. 参加している」方にお聞きします

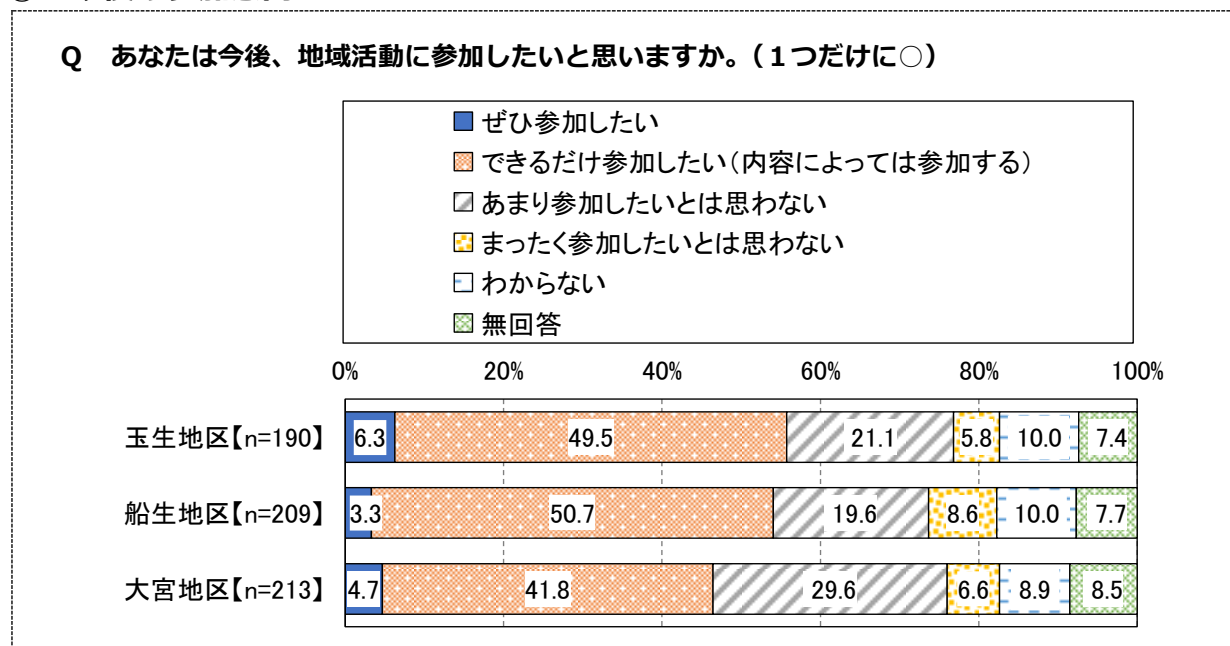
Q あなたはどのような地域活動に参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

|             | 区・自治会に関する活動 | 地域行事への参加 | 清掃・美化活動 | 子どもの健全育成活動 | 募金への協力活動 | スポーツや趣味・学習活動 | 防災活動  | 交通安全・防犯活動 | 老人クラブの活動 |
|-------------|-------------|----------|---------|------------|----------|--------------|-------|-----------|----------|
| 玉生地区【n=102】 | 63.7%       | 52.0%    | 50.0%   | 15.7%      | 9.8%     | 10.8%        | 12.7% | 3.9%      | 6.9%     |
| 船生地区【n=123】 | 68.3%       | 50.4%    | 49.6%   | 21.1%      | 17.9%    | 14.6%        | 8.1%  | 5.7%      | 1.6%     |
| 大宮地区【n=108】 | 68.5%       | 50.9%    | 51.9%   | 16.7%      | 15.7%    | 5.6%         | 9.3%  | 5.6%      | 4.6%     |

▶地区別にみると、上位3回答の構成は共通している中で、大宮地区のみ「清掃・美化活動」が2位であり、玉生地区、船生地区では「地域行事への参加」が2位に挙げられています。そのほか、「子どもの健全育成活動」、「スポーツや趣味・学習活動」の回答割合は船生地区で相対的に高くなっています。

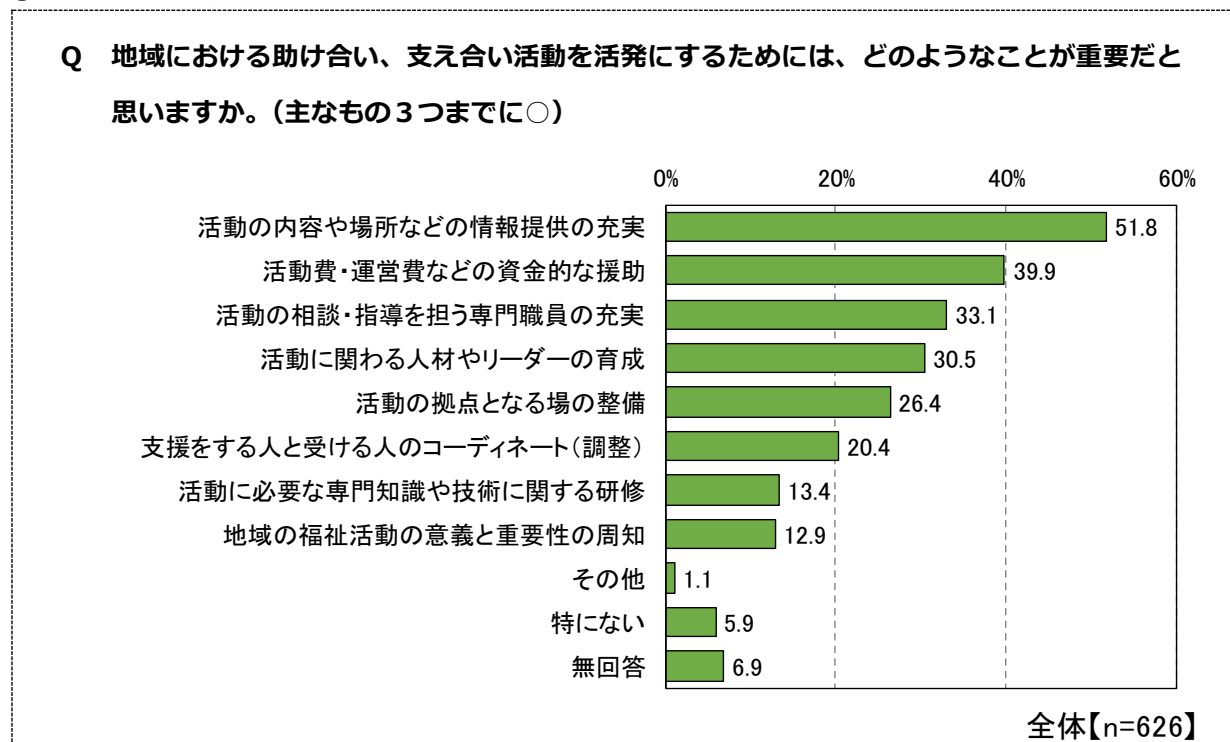


③ 今後の参加意向



▶地区別にみると、地域における活動に『今後、地域活動に参加したい』割合は、玉生地区が55.8%で最も高く、船生地区が54.0%、大宮地区が46.5%となっています。

④ 地域における支え合い活動を活発化するために重要なこと

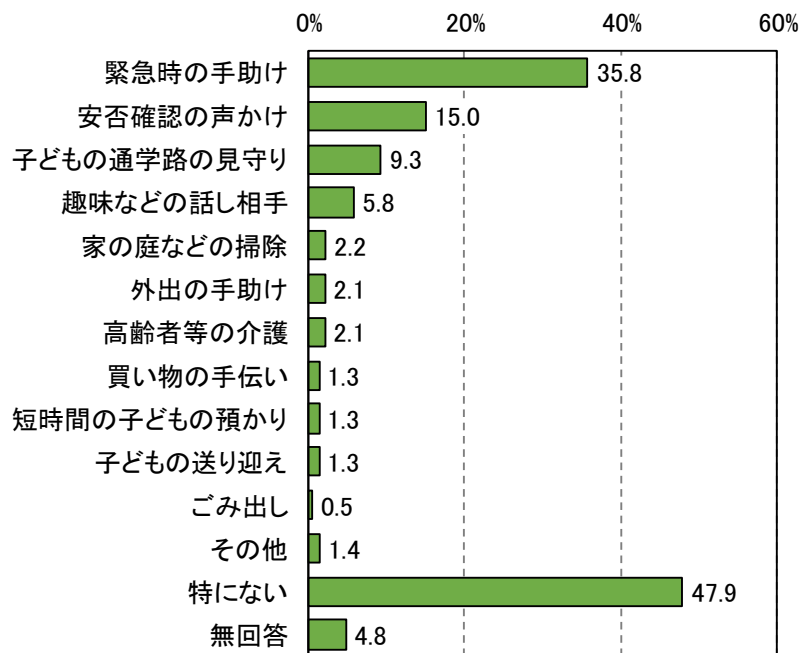


▶地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことを尋ねたところ、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が51.8%で最も多く挙げられています。

- ▶活動内容は「清掃・美化活動」「自治会活動」が多いものの、地区によって違いもあります。
- ▶地域活動への今後の参加意向については、約半数が参加したいと回答しているものの、さらなる参加意識の向上を促進していく必要があります。
- ▶地域活動の活発化のためには、「活動の内容や場所などの情報提供の充実」が強く求められています。

(5) 地域住民に期待すること

Q あなたが近所の人にしてもらいたいことはどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)



全体【n=626】

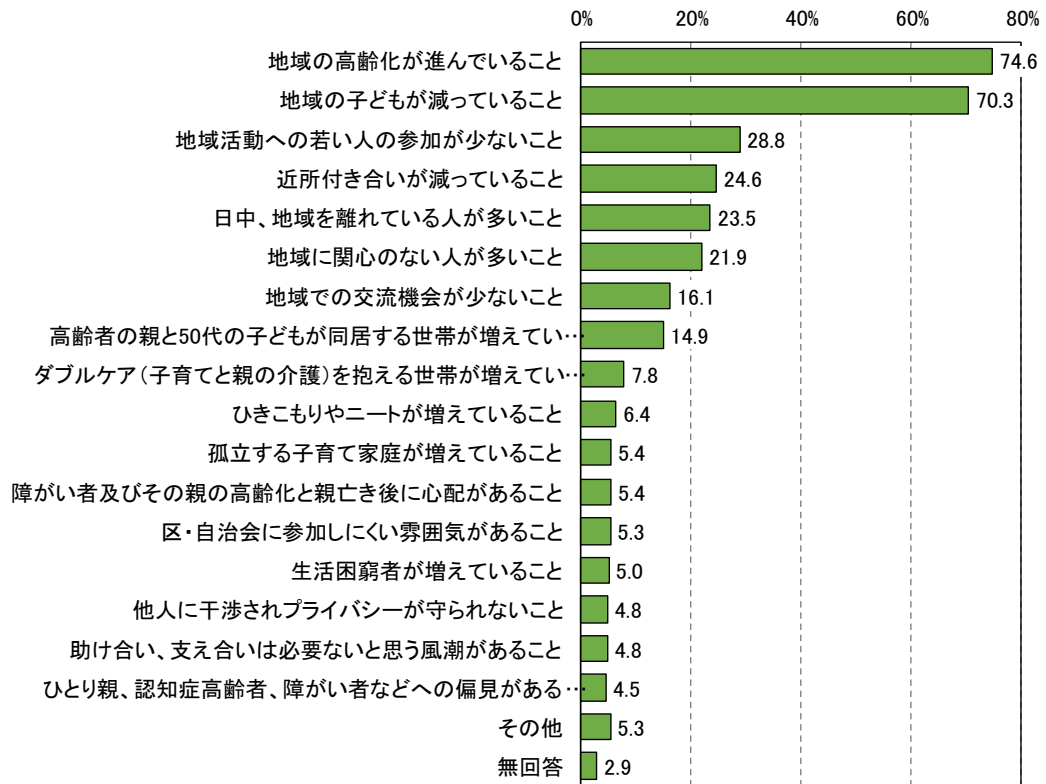
|             | 緊急時の手助け | 安否確認の声かけ | 子どもの通学路の見守り | 趣味などの話し相手 | 家の庭などの掃除 | 外出の手助け | 高齢者等の介護 | 買い物の手伝い | 特にない  |
|-------------|---------|----------|-------------|-----------|----------|--------|---------|---------|-------|
| 玉生地区【n=190】 | 37.9%   | 17.4%    | 10.5%       | 5.8%      | 1.6%     | 3.2%   | 1.6%    | 2.1%    | 45.8% |
| 船生地区【n=209】 | 35.4%   | 13.9%    | 9.1%        | 7.2%      | 0.5%     | 1.9%   | 3.3%    | 1.4%    | 52.2% |
| 大宮地区【n=213】 | 34.3%   | 13.6%    | 8.9%        | 4.7%      | 3.8%     | 1.4%   | 1.4%    | 0.5%    | 46.5% |

- ▶地域住民が近所の人に対する期待としては、地域を問わず「緊急時の手助け」の役割への期待が高くなっています。
- ▶いずれの地区においても「緊急時の手助け」が1位に挙げられるなど上位回答の序列において地区による差はほとんどみられないものの、玉生地区では「安否確認の声かけ」の回答割合が相対的に高くなっており、近所の人に対する期待にも地域の特性に応じた違いがみられます。

- ▶近所の人に対する期待としては、地域を問わず「緊急時の手助け」の役割への期待が高くなっています。
- ▶「緊急時の手助け」に次ぐ役割として、玉生地区では「安否確認の声かけ」の回答割合が相対的に高くなっており、近所の人に対する期待にも地域の特性に応じた違いがみられます。

(6) 地域における問題点

Q あなたの住んでいる地域の問題点だと思われることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



全体【n=626】

|             | 地域の高齢化が進んでいること | 地域の子どもが減っていること | 地域活動への若い人の参加が少ないこと | 近所付き合いが減っていること | 日中、地域を離れている人が多いこと | 地域に関心のない人が多いこと | 地域での交流機会が少ないこと | 高齢者の親と50代の子どもが同居する世帯が増えていること(8050) | ダブルケア(子育てと親の介護)を抱える世帯が増えていること |
|-------------|----------------|----------------|--------------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 玉生地区【n=190】 | 75.3%          | 70.0%          | 32.6%              | 25.8%          | 21.6%             | 25.8%          | 14.2%          | 14.7%                              | 9.5%                          |
| 船生地区【n=209】 | 75.1%          | 71.3%          | 29.2%              | 23.4%          | 28.2%             | 18.2%          | 19.6%          | 16.3%                              | 7.2%                          |
| 大宮地区【n=213】 | 75.6%          | 70.0%          | 26.3%              | 24.4%          | 21.6%             | 22.1%          | 14.6%          | 13.6%                              | 7.0%                          |

▶住んでいる地域の問題点としては、「地域の高齢化が進んでいること」、「地域の子どもが減っていること」が高くなっています。

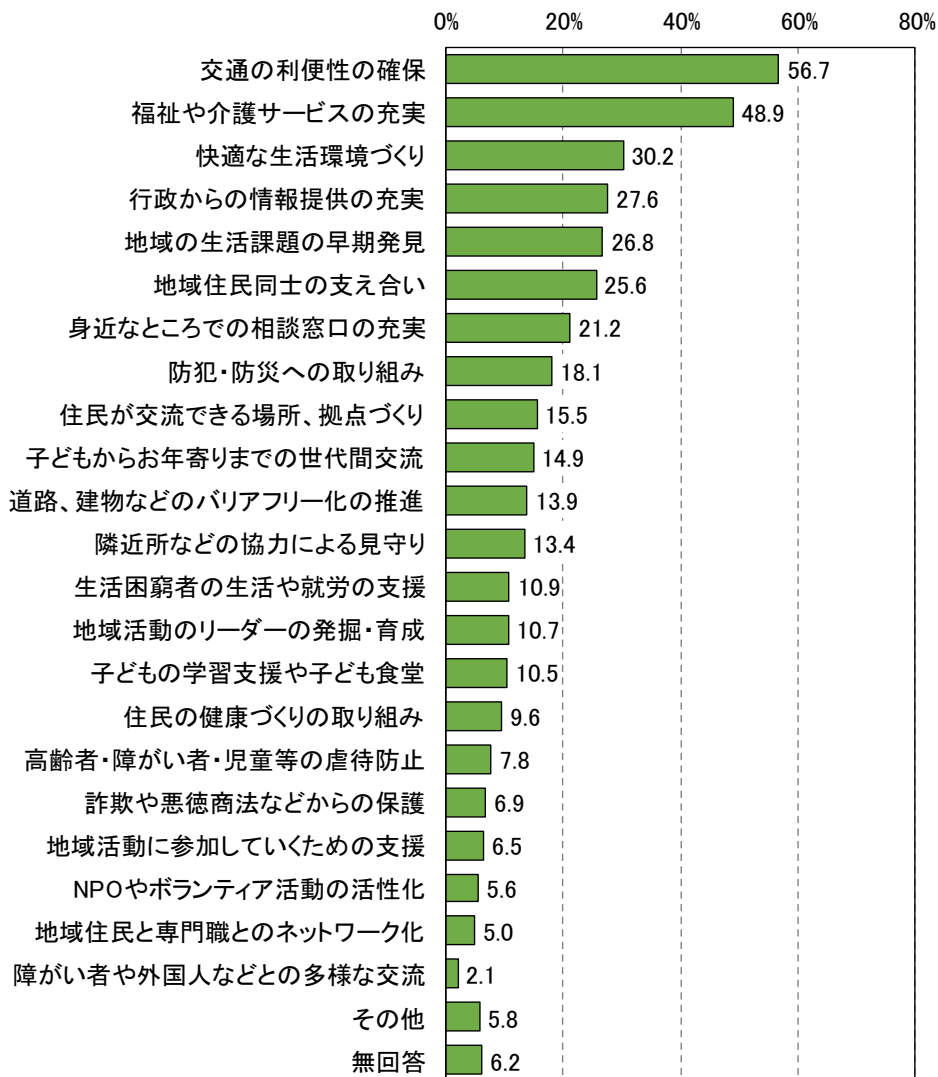
▶地区別にみると、上位3回答の構成、序列は共通しています。また、第4位以下の回答内容については地区によって違いがみられ、船生地区では「日中、地域を離れている人が多いこと」、「地域での交流機会が少ないこと」の回答割合が相対的に高くなっています。

▶地区別でみるといずれも「地域の高齢化が進んでいること」、「地域の子どもが減っていること」が上位と共通の問題となっています。

▶地区によって違いがみられ、船生地区では「日中、地域を離れている人が多いこと」、「地域での交流機会が少ないこと」の回答割合が相対的に高く、地域により課題が異なることがうかがえます。

(7) 塩谷町を住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきこと

Q 今後、塩谷町をより住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきことは何だと思えますか。(主なものを5つまでに○)



全体【n=626】

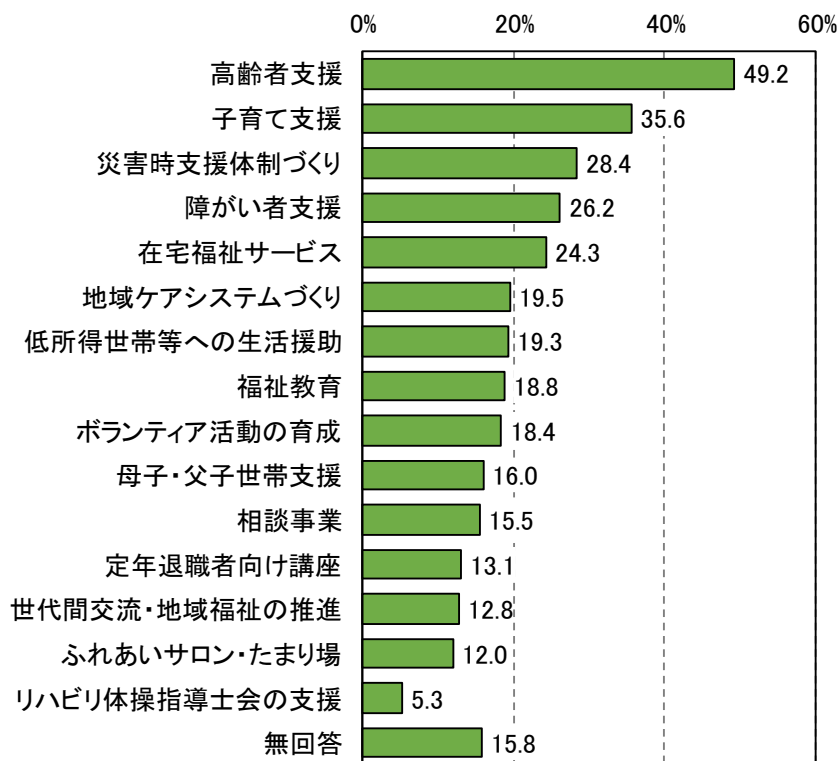
|             | 交通の利便性の確保 | 福祉や介護サービスの充実 | 快適な生活環境づくり | 行政からの情報提供の充実 | 地域の生活課題の早期発見 | 地域住民同士の支え合い | 身近なところでの相談窓口の充実 | 防犯・防災への取り組み | 住民が交流できる場所、拠点づくり |
|-------------|-----------|--------------|------------|--------------|--------------|-------------|-----------------|-------------|------------------|
| 玉生地区【n=190】 | 53.2%     | 45.3%        | 28.4%      | 26.3%        | 26.3%        | 27.9%       | 28.4%           | 20.5%       | 15.8%            |
| 船生地区【n=209】 | 63.2%     | 50.2%        | 31.1%      | 29.7%        | 31.1%        | 24.4%       | 16.7%           | 15.8%       | 16.3%            |
| 大宮地区【n=213】 | 54.9%     | 50.7%        | 31.0%      | 27.7%        | 24.4%        | 25.4%       | 19.7%           | 18.8%       | 15.0%            |

- ▶塩谷町をより住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきことを尋ねたところ、「交通の利便性の確保」、「福祉や介護サービスの充実」が多く挙げられています。
- ▶地区別にみると、いずれの地区においても「交通の利便性の確保」が1位、「福祉や介護サービスの充実」が2位に挙げられている点で共通しています。
- ▶玉生地区では「快適な生活環境づくり」、「身近なところでの相談窓口の充実」が同率で3位に挙げられています。特に「身近なところでの相談窓口の充実」は相対的に高くなっています。船生地区では「快適な生活環境づくり」、「地域の生活課題の早期発見」が同率で3位に挙げられています。特に「地域の生活課題の早期発見」は相対的に高くなっています。

- ▶町の重要な取組としては、地域を問わず「交通の利便性の確保」、「福祉や介護サービスの充実」が強く望まれています。
- ▶交通以外の重要な取組については、「快適な生活環境づくり」、「身近なところでの相談窓口の充実」、「地域の生活課題の早期発見」が上位に挙げられるなど、地域によって意見に違いがみられ、住民のニーズの地域特性を踏まえながら検討していくことが重要です。

### (8) 社会福祉協議会に期待すること

Q 塩谷町社会福祉協議会に期待することはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)



全体【n=626】

▶塩谷町社会福祉協議会に対しては、「高齢者支援」、「子育て支援」、「災害時支援体制づくり」「障がい者支援」、「在宅福祉サービス」などにおける役割への期待が高くなっています。

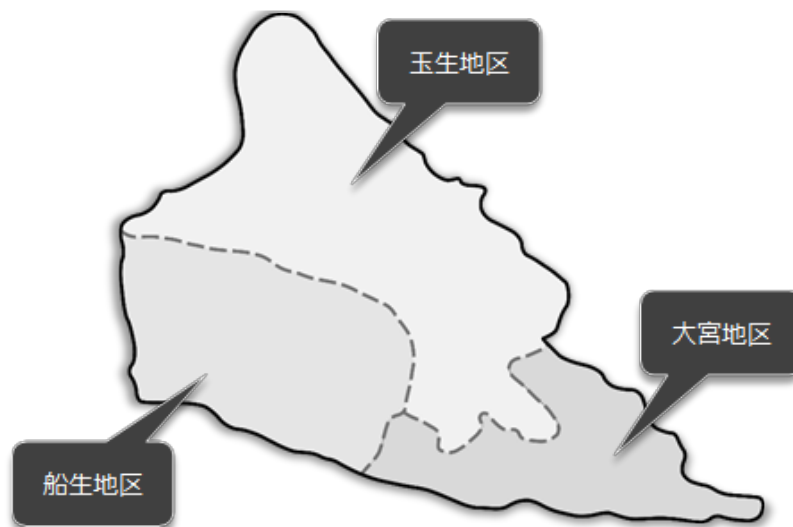
▶社会福祉協議会に対する期待としては、「高齢者支援」をはじめ、「災害時支援体制づくり」や「子育て支援」における役割への期待が高くなっています。

▶社会福祉協議会が実施する多様な事業について、更なる周知を図る必要があります。

## 4 地域懇談会結果の概要

地域福祉における懇談会は、計画策定の取組のひとつとして、ボランティア、民生委員・児童委員などをはじめ、地域で積極的に活動を展開している町民を対象に、3地区にわけてワークショップ方式により実施しました。

地域懇談会の目的は、町民の視点から地域にある資源や課題を洗い出し、地域の状況を再確認するとともに、出された意見について、分野ごとに分けることで、課題を洗い出ししました。



### (1) 近所付き合いについて

近所付き合いについては、「近所付き合いに関心がない」といった地域福祉への関心や意識に関する意見や、「世代間の交流の機会が少ない」、「地域の交流の場が少ない」といった交流の機会の減少に関する意見が多く、あいさつや声かけ、地域の行事等の参加促進による世代間交流などの必要性の意見がでました。

#### ○近所付き合いの希薄化について

- ・近所のつながりが薄くなってきた
- ・孤立している人がいる

#### ○交流の場について

- ・世代間の交流の場がない
- ・祭に若い人の参加が少なく、行事の存続が危ぶまれる
- ・集まる場所が少ない

## (2) 地域の見守りについて

地域の見守りについては、見守りや子どものあいさつが行われているという意見がある一方で、地域によっては「高齢者が増え、付き合いが減ってきた」、「一人暮らし高齢者が増えている」といった意見があげられており、さらなる地域の見守りの参加促進などの必要性を指摘する意見がでました。

### ○少子高齢化について

- ・一人暮らし高齢者が増えてきた
- ・子どもが少ない

### ○地域の担い手について

- ・地域のまとめ役が少ない
- ・ボランティア・地域活動に興味がない人が多い

## (3) 地域の生活環境について

防犯については「空き家が増えている」、「一人暮らし高齢者が増えている」といった意見があげられており、地域全体の安全・安心対策に不安や心配を感じる意見がでました。

また、「車がないと買い物が不便」など日常的な交通手段の確保等を必要とする意見が多くなっています。

### ○生活環境全般について

- ・お店が少ない
- ・医療機関がない
- ・野生動物が畑を荒らす
- ・空き家が増えてきた
- ・就労する場所が少ない

### ○交通環境について

- ・車を運転しないとどこへも行けない
- ・外出（買い物や通院等）する際の交通手段がない
- ・交通の便が悪い



## 5 課題の整理

本町のアンケート調査や地域懇談会等から、地域福祉に関わる課題をまとめました。この課題に基づいて、第3章以降の計画の基本目標を設定しました。

### (1) 地域の支え合い、助け合いの必要性

地域福祉活動を推進する上では、福祉に対する理解を深め、福祉の機運を醸成するため、講演会、研修会、広報などにより周知、啓発を行うとともに、地域の教育機関や福祉団体などが連携して福祉教育を推進することが必要です。

また、地域での顔の見える関係や交流を通じた心のふれあいが少なくなっており、福祉意識が育ちにくい社会になっています。そのような中では、隣近所や周囲の生活課題に気づく機会も少なく、支え合える関係づくりが難しいといえます。

さらに、ボランティア活動は個人の自主性に基づくものであり、その精神はあらゆる地域福祉活動を進めるにあたって重要なものとなります。

アンケート調査では、日常生活でおきる問題に対しての解決方法では、地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

また、ボランティア活動への参加状況として、参加していると回答した人の割合は、半数となっています。

地域懇談会では、地域活動やボランティア活動を積極的に行う人が不足していることなどを懸念する声もあり、今後さらに団体や個人への負担が大きくなっていくことが予想されます。これまで以上に参加者のすそ野を広げ、地域福祉を担う人材を育成することが必要です。

さらに、ボランティア活動に関する相談、援助、登録、紹介や養成研修、情報提供、普及啓発などの活動が課題となっています。

## (2) 気軽に相談できる体制づくりの必要性

少子高齢化、核家族化の進行により、地域との関係を築くことが難しい町民が増えています。子育て中の親、一人暮らしの高齢者など支援を必要とする地域住民のニーズは多岐にわたっています。行政ではそれらに対応するため、多様な相談業務を展開していますが、複雑なニーズを持つ地域住民には、相談窓口の情報が伝わりにくい状態にあります。

行政をはじめ、民生委員・児童委員や自治会などでは、地域の現状を把握するための働きかけを行っていますが、個人情報保護に配慮する必要があるため、関係者のより一層の連携が必要な状況です。

さらには、近年、複数の問題を同時に抱える世帯が増加する等、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。これらの問題を解決するために、関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助や支援が重要となっています。

## (3) 安全・安心な地域づくりの必要性

塩谷町をより住みやすいまちにするために重点的に取り組むべきこととして、「交通の利便性の確保」、「福祉や介護サービスの充実」が多く挙げられています。

本町においては、地区によって高齢化で小規模化する行政区も出始め、コミュニティ機能の低下が懸念されます。また、「交通の利便性の確保」については上位となっており、地区によっては、高齢化の進展による交通弱者が増えているため、交通の手段の確保といった課題についても検討が必要になっています。

さらに、高齢化の進行と併せて避難行動要支援者が増えることが予想されます。行政からの支援に加えて地域福祉の考え方を取り入れた防災力の強化が重要になります。

あわせて、一人暮らしの高齢者や子どもを狙った犯罪も発生し、防犯の取組も求められ、未然防止のための防犯パトロールやボランティアをはじめ、地域の見守り活動を中心とした、住民が主体となる防犯対策が必要になっています。

# 第3章

## 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住み慣れた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。また、介護、障がい、児童福祉、生活困窮支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

そのためには、人と人とのふれあいを大切にし、地域の支え合い、助け合いを推進するとともに、地域住民のつながりを強化し、思いやりのあるまちづくりを目指します。

本計画では、町の総合振興計画の将来像を踏まえ、「豊かな自然に生まれ 人と人がつながり 安全安心に暮らせる塩谷町」を基本理念とします。

### 豊かな自然に生まれ 人と人がつながり

### 安全安心に暮らせる塩谷町

これまでの福祉は、どちらかと言えば行政から地域住民に提供するサービスや支援などが主体でしたが、今後は多様な生活課題に地域全体で取り組んでいくことが求められます。そのため、町民、地域、行政の協働を推進し、自助・共助・公助が相まって、互いに助け合い、支え合う仕組みづくりが重要となります。

この基本理念のもと、自分が暮らす地域に愛着を持ちながら、町民みんなが力を合わせて、誰もが安心した生活を送ることができる地域社会・地域福祉の形成を推進します。

## 2 基本目標

### 基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

誰もが安心してまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

町民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、町民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

また、日常的な集まりや地域の見守り活動を進めることで、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図ります。

### 基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

また、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。また、判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護制度<sup>※1</sup>の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

### 基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進し、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や、防災訓練等の活動支援、防犯対策の推進など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

※1 権利擁護制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

### 3 重点プロジェクト

基本目標に沿った重点プロジェクトを掲げます。

#### プロジェクト1 地域活動やボランティア活動の活性化

社会経済情勢や価値観・生活様式の多様化が進み、介護や子育てなどの悩みや不安を抱え、支援や助言などを必要とする人が増えています。また、人との交流やコミュニケーションが苦手な人、ボランティアへの関心が薄い人などが増えています。

地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を活かした工夫を図ることが必要です。

特に、健康づくり（介護予防）活動、高齢者同士の支援活動、地域包括ケアシステムを推進していく観点からも、ボランティアが地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりの重要な鍵を担うと考えられます。

##### 【具体的な取組】

##### 地域活動やボランティア活動への参加・参画促進

○地域活動やボランティア活動に興味のある人の地域行事やイベントへの参加を促し、新たな担い手としての参画を促進していきます。

| 令和3年度         | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 人材育成と<br>発掘促進 | →     |       |       |       |

##### ボランティア活動への支援

○町民が持てる能力や技能・経験などを活用し、日常生活での困りごとの解消や簡単な手助け・支援の取組が展開できるよう、有償活動の意義やねらいなどを周知し、有償活動の展開を検討していきます。

○町民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、町民がまちづくりの担い手として活動しやすい環境づくり（ボランティアセンターやボランティアポイント等）に取り組めます。

| 令和3年度 | 令和4年度   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|---------|-------|-------|-------|
| 検討    | 関係機関と協議 | →     |       | 試行    |

##### シルバー人材センターなどの活動支援・連携

○シルバー人材センターなどの充実を図るため、研修やサポート体制の充実を図り、気軽に依頼・利用できるよう、仕事・業務の開拓や広報・啓発活動を支援します。

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施    | →     |       |       |       |

## プロジェクト2 包括的な支援体制の充実

本町では、町の各担当課の窓口のほか、地域包括支援センター・子育て世代包括支援センターなどの専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業者などとの連携のもと、必要な方に支援やサービスが適宜提供される体制の充実に努めています。

近年、少子高齢化の進行や晩婚化、出産年齢の上昇に伴い、いわゆる「8050世帯（80代の高齢者が50代の社会的に孤立している子どもの生活を支える問題）」や「ダブルケア（同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）」に代表されるような複数の問題を同時に抱える世帯が増加するなど、福祉に関するニーズは複雑化かつ多様化しています。


このような問題にも対応するため、介護・障がい・子育てなどの各分野を包括的に支援する体制を整備していくなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

本町においては、「塩谷町庁舎整備基本計画」に基づき、新庁舎建設に向けた取組を進めており、これに合わせて、隣接する総合福祉センター（仮称）建設を検討しています。塩谷町の保健、健康増進、地域福祉等を推進するにあたり、新庁舎及び総合福祉センター（仮称）を中心とした、包括的・継続的な支援を実施するための機能を検討していく必要があります。

### 【具体的な取組】

#### 重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組

- 重層的支援とは多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するため、既存の高齢、障がい、児童等の制度ごとの縦割りを超えて包括的にかかわる新たな相談支援の仕組みです。
- 町全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるようにする主旨を踏まえ、構築に必要な「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」の機能の強化を図ります。

| 令和3年度   | 令和4年度  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度   |
|---------|--------|-------|-------|---|
| 関係各課で協議 | 事業所と協議 | 実施    | 検証・評価 |  |

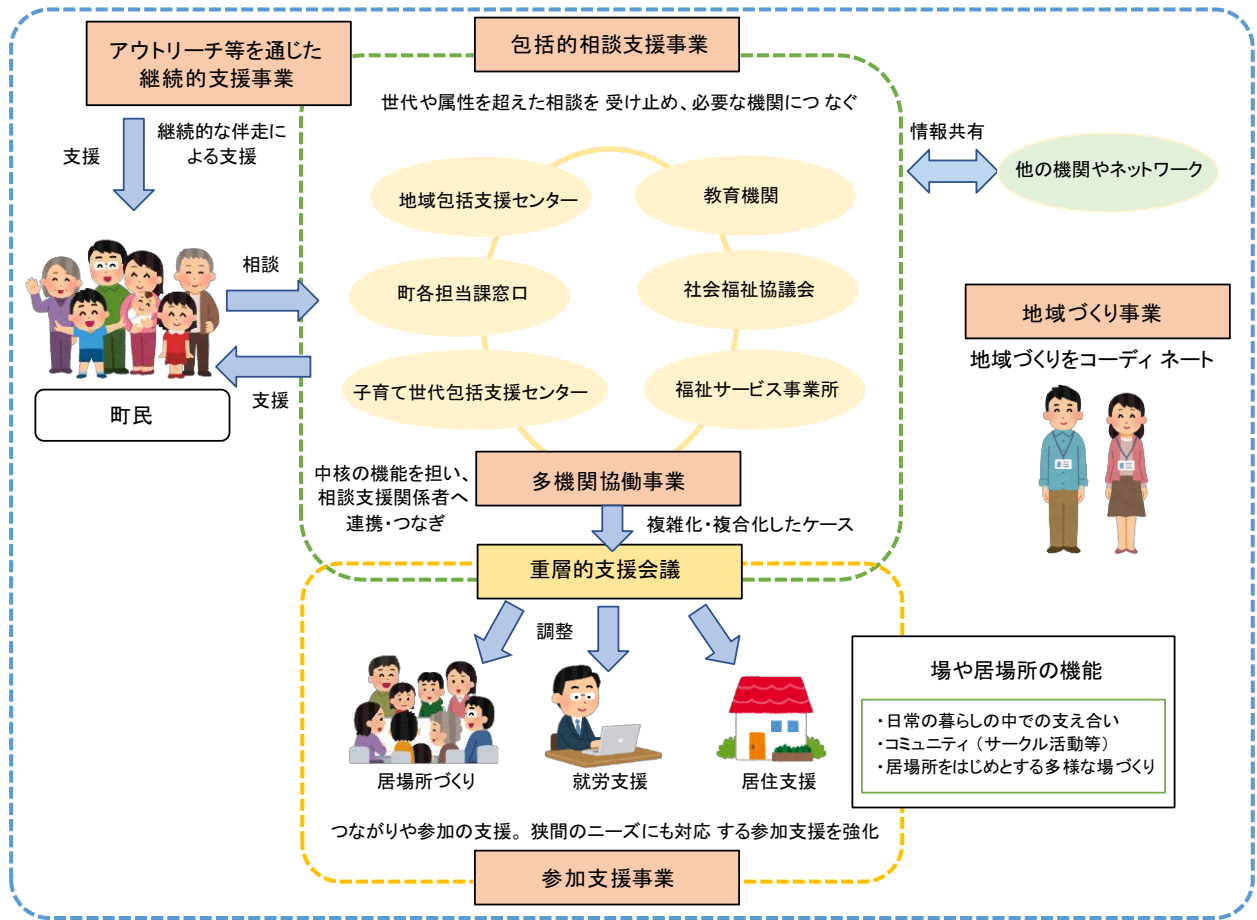
#### 総合福祉センター（仮称）の保健福祉機能等の検討

- 塩谷町の保健、健康増進、地域福祉等を推進するにあたり、総合福祉センター（仮称）を中心とした、包括的・継続的な支援を実施するための機能を検討し、町の福祉の充実に図ります。
- 総合福祉センター（仮称）を検討する委員会を立ち上げ、センターの機能などを審議・検討します。

| 令和3年度                  | 令和4年度   | 令和5年度 | 令和6年度          | 令和7年度 |
|------------------------|---|-------|----------------|-------|
| 関係各課、関係機関と協議、検討委員会立ち上げ |  |       | 総合福祉センター（仮称）開設 | 検証・評価 |



■重層的支援事業イメージ



■総合福祉センター（仮称）の機能案

| 機能     | 概要   | 活用方法   |
|--------|--|--|
| 保健機能   | 保健師等による健康相談や保健指導、医療機関と連携した各種検診を行う保健機能。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診（検診）の実施。</li> <li>・親子や成人に対する健康相談、各種保健指導、健康教育事業の実施。</li> <li>・親子や成人に対する栄養指導、調理サークル活動や調理教室などの実施。</li> </ul>                              |
| 健康増進機能 | 介護予防、健康寿命の延伸に資する健康増進機能。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進や介護予防などの場。</li> <li>・介護予防教室～火曜サロン・すいすい教室・きんきん教室～などの実施。</li> </ul>  |
| 地域福祉機能 | 高齢者、障がい者、子育て世帯なども含めた幅広い層の地域住民やボランティア等の交流・活動の拠点、憩いの場、親子や子どもの遊び場、多世代交流の場となる機能。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味や教養の場。</li> <li>・親子や子どもの遊び場、多世代交流の場。</li> <li>・各種会議や研修、ボランティアグループの活動の場。</li> <li>・障がい者の自立支援、社会参加促進の場。</li> <li>・各種法人等の活動拠点。</li> </ul> |

## プロジェクト3 防災・防犯体制の充実

火災や地震等の災害発生時において、高齢者や障がい者など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、生命や身体の危険に直結するため、災害発生時の救出・救護体制、被災後の支援体制が重視されています。

本町では、避難場所の整備をはじめ、自主防災組織の育成・支援、防災訓練の実施、災害発生時の情報連絡体制の整備等地域での防災体制の強化を図っています。町、民生委員・児童委員、町内会・自治会が連携し、災害時援助を必要とする避難行動要支援者の把握を行い、避難行動要支援者台帳の整備に取り組んでいます。また、要配慮者に対する支援に必要な体制について町民、地域も含めた共助の体制づくりも求められています。

そのため、防災対策にあたっては、高齢化や核家族化の進行により、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯が増加傾向にある中、要配慮者を意識した防災施策の推進や高齢者や障がい者が地域での自主防災活動に参加できる仕組みづくりなどが必要です。

### 【具体的な取組】

#### 自主防災組織育成

○町地域防災計画に基づく、「互助」や「共助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の防災意識啓発及び育成を図る事業を行います。

| 令和3年度          | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| 防災意識の啓発及び育成・設立 | 全行政区  | →     |       |       |

#### 地域における防災体制の充実

○地域の防災リーダーの養成・育成の充実に努めます。

○地域での防災のための情報の集め方、情報の共有と活用のためのルールづくりを行い、自主防災活動の推進や地区防災計画の策定を支援します。

| 令和3年度       | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 地区防災計画策定の支援 | →     |       | 全行政区  | →     |

#### 自主防災組織

とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」(第2条の2第2号)として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。本町には、令和2年2月時点で54行政区中29行政区あります。



## 4 計画の体系図

| 《 基本目標 》   | 《 具体的な施策・取組 》                 |   |
|--|-------------------------------|---|
| <b>基本目標 1</b><br><b>地域の<br/>           支え合い、<br/>           助け合いを<br/>           推進する</b>  | 1 地域福祉の意識の醸成                  | (1) 学校や地域における福祉教育の充実<br>(2) 広報・啓発活動の充実  |
|  | 2 地域でのふれあい、交流の場づくり            | (1) 世代間交流の推進<br>(2) 地域での交流活動の推進<br>(3) 地域の見守りの推進                                    |
|  | 3 地域活動やボランティア活動の活性化 <b>重点</b> | (1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成<br>(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり<br>(3) 地域活動やボランティア活動への支援 |
| <b>基本目標 2</b><br><b>気軽に<br/>           相談できる体制<br/>           づくりを<br/>           推進する</b> | 1 包括的な支援体制の充実 <b>重点</b>       | (1) 総合的な相談支援体制の充実<br>(2) 地域における身近な相談支援体制の充実<br>(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化           |
|  | 2 保健・福祉サービスの充実                | (1) 情報提供の充実<br>(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実<br>(3) 健康で活気のある地域づくり                       |
|  | 3 権利擁護の推進<br>【成年後見制度利用促進基本計画】 | (1) 権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進<br>(2) 権利擁護に関する地域連携と担い手の育成                                |
|  | 4 地域福祉のネットワークづくり              | (1) 民生委員・児童委員活動の支援<br>(2) 多様な活動をつなぐネットワークづくり  |
| <b>基本目標 3</b><br><b>安全・安心な<br/>           地域づくりを<br/>           推進する</b>                   | 1 防災・防犯体制の充実 <b>重点</b>        | (1) 災害時における地域防災体制づくり<br>(2) 避難行動要支援者の避難支援体制づくり<br>(3) 地域で取り組む防犯体制づくり                |
|  | 2 暮らしやすい生活環境の充実               | (1) 快適に暮らせる環境づくり<br>(2) バリアフリー等によるまちづくりの推進  |



# **第4章**

## **地域福祉の推進に向けた取組**



## 基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

### 1 地域福祉の意識の醸成

#### 現状と課題

本町では、町内の学校を対象に、関係機関やボランティア団体等との連携・協力のもと、手話、車椅子等の体験学習での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、福祉のこころの醸成に取り組んでいます。また、地域の中で行う福祉教育として、地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発活動や広報誌等の発行など、町民の福祉に対する意識の向上を図るための取組を行っています。

アンケート調査では、地域に愛着があると回答した割合は、「30代」から「40代」では約6割、「60代」以上では約7割以上となっており、地域への愛着は高齢者のほうが若い世代よりも深い状況がうかがえます。

地域への愛着がないと、行政や他人任せになるとは必ずしも言い切れませんが、地域への愛着がある人のほうが、生活課題の主体的な解決や周りの人に対する手助けに積極的かつ前向きであることから、幅広い年代の住民の地域への愛着の深まりが望まれます。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）学校や地域における福祉教育の充実

- 各小中学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、福祉講演会の開催などを通じて、福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。
- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

#### （2）広報・啓発活動の充実

- 広報誌やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。
- 出前講座等により、町民の地域福祉計画の認知度を高めます。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 福祉に対する理解を深めましょう。
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう。
- 行政区や地域の活動に協力しましょう。



## 2 地域でのふれあい、交流の場づくり

### 現状と課題

地域住民同士のつながりが薄れ、身近な地域における交流の機会が少なくなっています。そのため、生涯学習活動、家庭教育、青少年活動、社会体育活動などにおいて、三世代交流会、地域の人々との交流などの地域コミュニティの醸成を図っています。

アンケート調査で、近所付き合いの現状をみると、「たまに立ち話をする程度」が最も多い状況ですが、近所付き合いの今後の希望については年代別では違いがみられ、20代や30代の若い世代の近所との付き合い方の希望は上の年代よりも若干消極的な状況にあります。

普段からの交流が住民同士の助け合いの基本となるため、今後は若い世代を含め、より多くの人に参加しやすく、また、より地域に密着し、地域の実情に応じた交流機会の創出が必要です。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）世代間交流の推進

- 少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、高齢者から子どもまで三世代が集い、行政区の良好な地域コミュニティを醸成します。
- こども園や保育所、小・中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

#### （2）地域での交流活動の推進

- 町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、行政区などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人交流できる機会の創出を図ります。

#### （3）地域の見守りの推進

- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、必要なサービスや支援の整理などを通じ、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。
- 子どもからお年寄りまで積極的にあいさつする「あいさつ・声かけ運動」をきっかけに、近所同士の見守り活動を促進し、支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 「おはよう」、「おかえり」など、あいさつを積極的に行いましょう。
- 行政区・自治会などの身近な地域の活動に積極的に参加しましょう。
- お祭りなどの地区行事に参加しましょう。
- 積極的に声かけをして、イベントなどへの参加を促しましょう。
- 子ども会やサロン活動などに参加しましょう。
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮しましょう。

### 3 地域活動やボランティア活動の活性化

#### 現状と課題

少子高齢化が進展する中で、単身世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加により、地域における住民のつながりが希薄になり、孤立する人が生じやすい環境となっています。さらに、少子高齢化が進み、人口減少時代が到来する社会では、支えられる側が、時には支える側になることが求められます。様々な立場の人々が、支える側、支えられる側の関係を超えて、見守り、見守られ、支え合う地域づくりを進めるため、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりは、本計画を通じて町が推し進めていくべき最重要課題です。

しかし、地域懇談会では「地域のまとめ役が少ない」、「ボランティア・地域活動に興味がない人が多い」など地域の現場においては、担い手がいないという実態がみられます。

さらに、ボランティア活動への参加状況として、参加していると回答した人の割合は、半数となっています。

地域福祉活動におけるボランティアの意義を広く啓発するとともに、新しい方が活動に参加しやすい環境づくりに取り組むなど、地域の特性を活かした工夫を図ることが必要です。

特に、健康づくり（介護予防）活動、高齢者同士の支援活動、地域包括ケアシステムを推進していく観点からも、地域の支え合いや助け合いの仕組みづくりの重要な鍵を担うと考えられます。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- 地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- 研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。
- 様々な経験をもった地域人材の登録、人材バンク等を活用できる体制づくりを進めます。
- 補助金の交付等により、シルバー人材センターやNPO法人等における地域福祉活動を推進します。

#### （2）ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

- 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。

#### （3）地域活動やボランティア活動への支援

- ボランティアの育成と活動を促進し、地域の支え合いを推進します。社会福祉協議会との情報共有・連携強化に努め、住民からのボランティア活動の問い合わせに際し、情報提供を行います。
- 町ホームページにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。
- 身近な地域活動組織である行政区や自治会、老人クラブなどの活動に取り組むメンバーの担い手の育成に取り組んでいきます。
- 行政区や自治会、老人クラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう。
- 行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう。

## 基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

### 1 包括的な支援体制の充実

#### 現状と課題

本町では、個別の制度に基づく分野ごとの相談窓口の整備は進んでおり、対象者を高齢者や障がい者、子どもやその保護者、生活困窮者に区別し、それぞれの機関において可能な支援を行っています。

しかし、支援対象者の世代や世帯の属性にかかわらず、地域生活課題を包括的に受け止め、受け止めた課題が複雑多様化して解決が難しい場合に、包括的な相談支援が十分に提供できるような仕組みづくりには至っていません。

複雑化、複合化した支援ニーズに対応するためには、サービス利用に関する相談体制を確保するだけでなく、福祉・保健・医療・介護等の関係機関との連携のもと、サービスを総合的に提供できる仕組みを充実させていく必要があります。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）総合的な相談支援体制の充実

- 多様化・専門化する相談内容に対応するための体制の強化や、ワンストップ\*で相談に対応できる体制を検討し、包括的な支援体制の構築につなげます。
- 関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

#### （2）地域における身近な相談支援体制の充実

- 社会福祉協議会が実施する相談事業や民生委員・児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

#### （3）複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

- 様々な相談の中から、支援を必要としている方の早期発見、早期対応を図るため、広報・啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。
- 生活保護制度や生活困窮者自立支援事業等、関係機関との連携により生活困窮者の生活の安定と自立に向けた相談・指導等体制の充実を図ります。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきましょう。
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用しましょう。
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。

\* ワンストップ：ひとつの場所で様々なサービスが受けられる環境、場所のこと。

## 2 保健・福祉サービスの充実

### 現状と課題

複雑化・多様化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

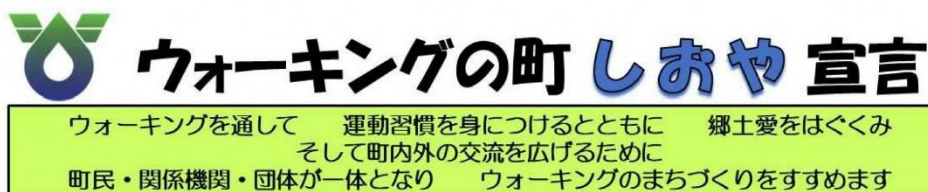
本町では、制度やサービスに関する必要な情報がわかりやすく提供されるよう、広報誌やホームページなどにより情報提供に努めていますが、その一方でアンケート調査では、情報提供や相談体制の充実に関する回答が多くなっています。




今後、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、関係機関が連携し、多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の具体的な情報提供の方法について検討することが必要となっています。

さらに、様々な生活課題には、公的な福祉サービスだけではカバーできない「制度の狭間」にある課題もあります。個人個人の支援にとどまらず、個別の事例を集約し、社会福祉協議会や関係機関等と情報共有することによって、今後の取組に活かしていく必要があります。

本町では、令和2年4月に「ウォーキングの町しおや」を宣言し、ウォーキングを通して、健康増進を図るとともに、郷土愛の醸成及び地域活性化を図っています。

#### ■ 「ウォーキングの町しおや」宣言



- 
**しよう！ウォーキング**  
 歩くことから始める健康、「一人一スポーツ」を心掛けます
- 
**おどろき！ウォーキング**  
 歩いてふるさと塩谷町の良さを(再)発見します
- 
**やさしさ！ウォーキング**  
 歩く人にやさしいおもてなしの塩谷町を目指します



令和2年4月8日  
ウォーキングしおや推進委員会

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）情報提供の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障がい福祉サービス、また子育て支援などの分野別パンフレットやホームページ等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 高齢者や障がい者、外国籍の人など、情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

#### （2）福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

- 関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の場など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。

#### （3）健康で活気のある地域づくり

- 年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取組を推進します。
- 町民の健康増進と地域の活性化のために、ウォーキングイベントやウォーキングを行うことによる健康ポイント事業を実施していきます。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 回覧板や広報誌などに目を通すようにしましょう。
- 身近な地域の情報発信（口コミ、インターネットなど）に努めましょう。
- 日頃から自らの健康管理の意識を高め、必要に応じて相談しましょう。
- 定期的な健診で、生活習慣を改善し、生活習慣病の予防に努めましょう。
- 交流の場や相談窓口を活用しましょう。



### 3 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

#### 【成年後見制度利用促進計画の背景】

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点が制度の趣旨であり、これらの点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入された制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」、「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」、「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。また、この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、本町では「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取り組むものです。

#### 現状と課題

認知症の高齢者や知的または精神障がい者など、判断能力が不十分な人が増える一方、それを補ってきた親族が少なくなり、成年後見制度を利用する場合も専門職が選任されることが多くなっています。また、障がい者の親など、監督者自身が高齢になる中で、親亡き後に対する不安感が増大する状況もみられます。

あらゆる人が住み慣れた地域でその人らしく日常を送ることができるよう、それぞれの身上に寄り添った権利擁護の取組が必要となっており、判断能力に不安がある人も、基本的な権利が守られ、適切なサポートを受けながら、自分らしい生活を地域で送れるような取組を進めます。

本町では、成年後見制度を含む権利擁護の重要性について普及啓発を積極的に行い、権利擁護の相談体制を強化し、相談者のニーズを見極めて必要な支援につなげる体制を早急に整備する必要があります。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （１）権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進

- 権利擁護や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。また、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知に努め、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、支援を行います。
- 認知症高齢者や障がいのある人の「親亡き後」のことを考え、地域包括支援センター、関係機関等と連携し、成年後見制度の利用促進に努めます。

#### （２）権利擁護に関する地域連携と担い手の育成

- 住民及び地域とともに、民間団体、家庭裁判所、社会福祉協議会、行政等が一体的に連携・協力し、制度を必要とする人に対し、制度利用につなげるための体制づくりを行う必要があります。このため、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・保健・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、そのほか成年後見制度の利用に関連する事業者等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。
- チームへの適切なバックアップや、関係機関との連携強化のため、協議会の設置を検討します。
- 権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、全体のコーディネートを行う中核機関の設置を検討します。
- 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人を育成するための基盤整備も含めた法人後見の実施を検討します。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用が必要な人がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう。
- 権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めましょう。

## 4 地域福祉のネットワークづくり

### 現状と課題

福祉活動においては、町民の相談役である民生委員・児童委員がその中心を担っており、民生委員・児童委員が地域で円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠となります。

しかし、その役割と活動内容を理解している人は少なく、仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、担い手が不足しています。加えて、活動への実態と評価に隔たりもあり、実態に即した活動を展開するための課題解消に向けた対策が求められます。

また、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、誰もが住み慣れた自宅や地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築することが求められます。

解決のためには、地域内の様々な分野・職種がつながり、それぞれの強みを活かした支援が必要になります。そうした連携が行えるよう、日頃から「顔の見える関係づくり」や「地域生活課題の情報共有」を行うネットワークづくりを進めます。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）民生委員・児童委員活動の支援

- 民生委員・児童委員の活動を広報誌やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

#### （2）多様な活動をつなぐネットワークづくり

- 町が核となり、多職種連携による総合的な地域福祉ネットワークを構築するとともに、地域福祉のコーディネートの機能強化を図り、課題把握から解決までを円滑にし、より広く強いつながりをつくります。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう。
- 社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。

## 基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

### 1 防災・防犯体制の充実

#### 現状と課題

本町では、地域において、子どもの見守り活動や自主防災組織の結成などの防犯・防災活動が展開されています。

また、日頃からの見守りにおいて、支援を要する高齢者・障がい者等に対して、見守り支援を行うための避難行動要支援者の名簿を作成し、各地区の実情に応じて見守りを行い、災害時の支援体制の確立に向けた活動にも活用しています。安全・安心に暮らせる地域づくりのためには、実施団体の拡充や町内全域への展開に向けた啓発など、共助の活動をさらに広げていくことが重要です。

アンケート調査では、近所の人に対する期待としては、地域を問わず「緊急時の手助け」の役割への期待が高くなっています。

今後は、避難行動要支援者の登録者数の増加が見込まれるとともに支援者側の負担が増大することが懸念されるため、地域における支援団体の拡充及び支援体制のさらなる構築が求められます。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）災害時における地域防災体制づくり

- 地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。
- 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

#### （2）避難行動要支援者の避難支援体制づくり

- 町民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障がい者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。
- 避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達手段を整備、充実していきます。
- 防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。

#### （3）地域で取り組む防犯体制づくり

- 安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。
- 防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう。
- 防災グッズや食料・飲料水を準備しましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 自分たちで住みよい、安全な地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 日頃から防犯意識を高めましょう。

## 2 暮らしやすい生活環境の充実

### 現状と課題

本町では、公共施設や公共交通機関などの改修やバリアフリー化を進めていますが、地域からは、通学路の歩道整備を始め、安心して暮らすことができる環境づくりに対する意見が挙がっており、より多くの人々が安全で快適に生活できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による住環境の整備が必要です。

また、日常生活に必要な買い物や通院等の移動手段として、本町では令和2年4月よりデマンド交通「えかんべ号」を運行して地域の公共交通を担っています。

高齢化に伴い、車の運転ができなくなるなど、今後さらに移動に不安を感じる人が増加すると考えられます。また、生活に不便な地域が多くなると予想され、誰もが気軽に利用できる公共交通機関、移動手段の確保と維持が必要となってきます。公共交通を利用するという町民の意識の醸成を図っていくために、公共交通の維持や周知啓発を図るとともに、利便性と利用者増加に向けた取組などを検討し、新たな移動支援の充実を図っていきます。

さらに、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し理解し合いながら支え合い、誰もが地域の中で充実感をもって働き暮らしていけるような地域・社会の実現に向けた取組が重要です。

## 施策の方向性

### 【町（行政）が取り組むこと】

#### （1）快適に暮らせる環境づくり

- 町民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めます。
- 地域における交通環境の充実を図るとともに、高齢者や障がい者など日常の外出が困難な人に対する移動支援の検討をします。
- 地域の中で移動が困難な人の送迎や買い物、通院などの支援を行う住民主体の活動を支援します。
- サロンや通いの場までの移動が困難な人の送迎などを行う住民主体の活動の支援の方法について検討します。

#### （2）バリアフリー等によるまちづくりの推進

- 誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者、子育て家庭などをはじめ、外出支援・移動手段の確保に努めます。
- 共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えることができるよう、合理的配慮を身につけながら、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」の取組を推進します。



### 【町民・地域に期待される役割】

- 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買い物支援を進めましょう。
- 高齢者や障がい者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。



# 第5章

## 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての町民です。町民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する行政区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

### (1) 町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支え合い、助け合いの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

### (2) 地域の役割

行政区・自治会は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合い・助け合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

NPO法人、ボランティア団体など福祉に関する活動を行う団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が求められています。

### (3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、支援を必要とする人と関係機関等をつなぐ役割を担っており、福祉サービスの狭間にある人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

### (4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

特に社会福祉法人は、その公益性、非営利性に基づき、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されています。

### **(5) 社会福祉協議会の役割**

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

### **(6) 行政の役割**

地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、様々な関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、包括的な支援体制づくりを進めます。

## 2 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行（Do）、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、本計画に定める成果目標及び施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。

